

## 第二期扶桑町子ども・子育て支援事業計画

# すくすく子育て笑顔プラン in Fusso

令和2年3月

愛知県 扶桑町



# 目次

\*\*\*\*\*

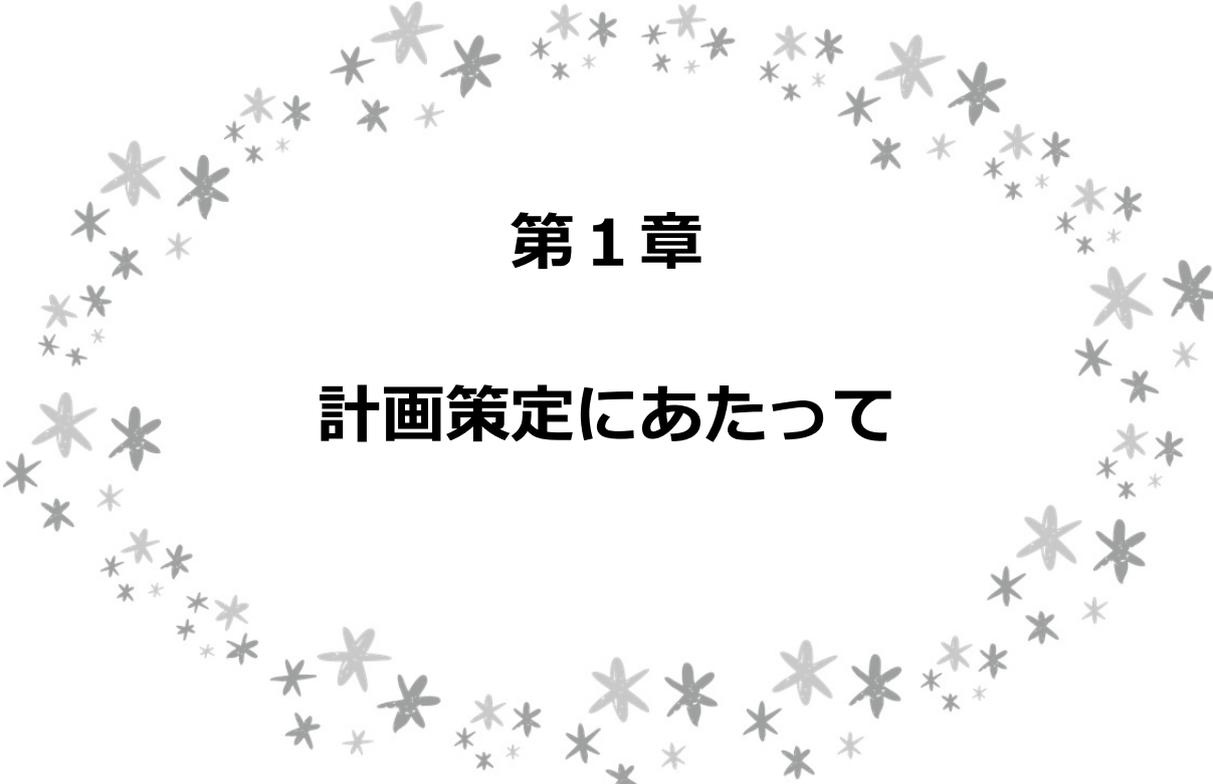
<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 趣旨と背景 .....	3
2 計画の位置づけ .....	6
3 計画の期間 .....	7
4 計画の策定体制とニーズの把握 .....	7
5 制度改正等のポイント .....	8
<b>第2章 扶桑町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題</b> .....	<b>11</b>
1 扶桑町の人口動態等の状況.....	11
2 子ども・子育て支援事業の現状 .....	18
3 子ども・子育て支援に関するニーズ調査 .....	24
4 すくすく子育て笑顔プランの評価.....	40
5 課題のまとめ.....	41
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>45</b>
1 基本理念 .....	45
2 基本方針 .....	46
3 基本目標 .....	48
基本目標1 すこやかに生み育てるための環境づくり .....	48
基本目標2 すべての子育て家庭を支える体制づくり .....	48
基本目標3 子どもの学びと育ちを応援するまちづくり .....	49
基本目標4 子どもが安心して過ごせる地域づくり .....	49
4 施策体系 .....	50
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>53</b>
基本目標1 すこやかに生み育てるための環境づくり .....	53
基本目標2 すべての子育て家庭を支える体制づくり .....	60
基本目標3 子どもの学びと育ちを応援するまちづくり .....	69
基本目標4 子どもが安心して過ごせる地域づくり .....	73

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

<b>第5章 子ども・子育て支援事業の展開</b> .....	<b>77</b>
1 教育・保育提供区域 .....	77
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の推計 .....	77
3 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の状況.....	83
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況.....	87
5 総合的な子どもの放課後対策の推進と量の見込み及び確保の状況 .....	100
6 教育・保育の一体的提供とその推進体制の確保.....	102
7 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保.....	102
<b>第6章 計画の推進・評価体制</b> .....	<b>105</b>
1 計画の推進体制.....	105
2 計画の公表及び周知 .....	105
3 計画の評価と進行管理 .....	106
<b>資料編</b> .....	<b>109</b>
1 子ども・子育て会議 .....	109
2 第一期計画中間見直し及び本計画の策定経緯.....	111

\*\*\*\*\*



## 第1章

# 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 趣旨と背景

### (1) 少子化の現状

日本の合計特殊出生率は、第1次ベビーブームが過ぎた昭和25年頃から急速に低下を続け、平成17年に1.26となりました。平成25年の合計特殊出生率は1.43と少し上昇していますが、分母となる15歳から49歳の女性が減少しているため、出生数は減少を続けています。現在の人口を保つための合計特殊出生率は2.07と言われており、わが国の人口は減少しつつあります。全国的に進む少子高齢化は、経済の発展を停滞させ、活力のない社会をまねくとともに、子どもの成長にさまざまな影響を与えることが懸念されています。

### (2) 国の取組

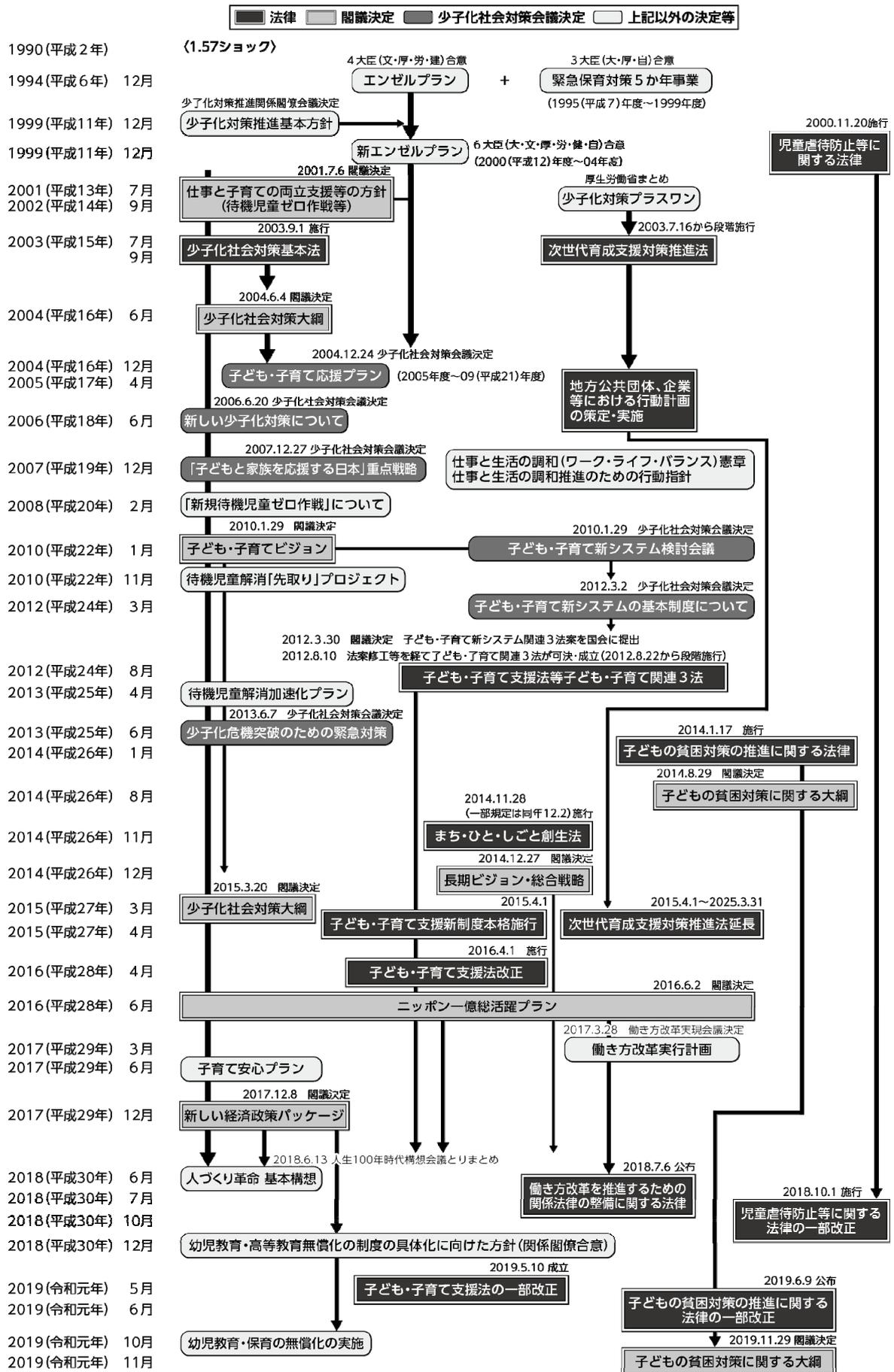
国は、平成22年1月、少子化社会対策会議を経て「子ども・子育てビジョン」を閣議決定しました。このビジョンでは、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」をめざすこととされ、平成26年度までの数値目標が掲げられました。

平成24年3月、「子ども・子育て新システム関連法案」が閣議決定され、その財源となる消費税増税法案とともに国会に提出され、社会保障・税一体改革関連法案として一括審議されました。そして、平成24年8月、「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が成立しました。

さらに、平成28年2月に「子育て安心プラン」を公表するとともに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設し、令和元年10月より利用者負担を無償化する等の措置が開始されました。これらにより、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を始めとする総合的な少子化対策が推進されました。



＜少子化対策・子育て支援施策の動向＞



\*\*\*\*\*

### (3) 扶桑町の取組

扶桑町（以下「本町」という。）では、次世代育成支援対策推進法に基づく「扶桑町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成16年度に策定し、一時保育、病児・病後児保育の実施、延長保育の充実など、子ども・子育て支援に関する施策を推進してきました。平成21年度には、平成22年度から平成26年度を計画期間とする「扶桑町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育て支援センターを中心に育児サークルへの活動支援や情報提供の充実など住民主体の取組を支援してきました。そして、平成27年度には「子ども・子育て支援新制度」に基づき、第一期にあたる、扶桑町子ども・子育て支援事業計画「すくすく子育て笑顔プラン in Fuso」（以下「第一期計画」という。）を策定しました。「みんなの支え合いでつくる子どもの笑顔が輝くまち」を基本理念とし、4つの基本目標を掲げ、各子育て支援事業のさらなる充実を図り、子育て家庭が安心して子どもを育てていける地域づくりをめざしてきました。その主な取組として、平成30年4月より子育て世代包括支援センターをオープンし、妊娠期から18歳までのすべての子育て家庭の子育てに関する悩みや困りごとの相談に切れ目なく応じる体制を整えました。また、本町内の4つの小学校敷地内に放課後児童クラブ館を併設し、平成31年4月1日より開館しました。さらに小学4年生までとされていた利用対象者を小学6年生まで拡大し、より多くの児童が利用できる事業体制にしました。

また、扶桑町次世代育成支援地域協議会に引き続き、第一期計画策定より「扶桑町子ども・子育て会議」を設置し、事業の進捗状況の点検、評価を行い、地域社会全体による子ども・子育て支援を推進・検討してきました。

### (4) 扶桑町子ども・子育て会議設置

国は、子ども・子育て支援新制度における政策決定の過程に、子育てをしている当事者やさまざまな立場の方の意見を取り入れることができるよう「子ども・子育て会議」を設置しました（子ども・子育て支援法第72条）。

本町においても、子ども・子育て支援法第77条に基づく「審議会その他の合議制の機関」として、「扶桑町子ども・子育て会議」を設置しました。

教育・保育施設の利用定員を定める際や、子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際は、この会議において検討していきます。

### (5) 扶桑町子ども・子育て支援事業計画の策定

こうした背景のもと、本町において、教育・保育の提供体制の確保と地域子育て支援事業の円滑な実施を総合的かつ計画的に行うために、第一期計画に引き続き、第二期扶桑町子ども・子育て支援事業計画「すくすく子育て笑顔プラン in Fuso」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置づけ

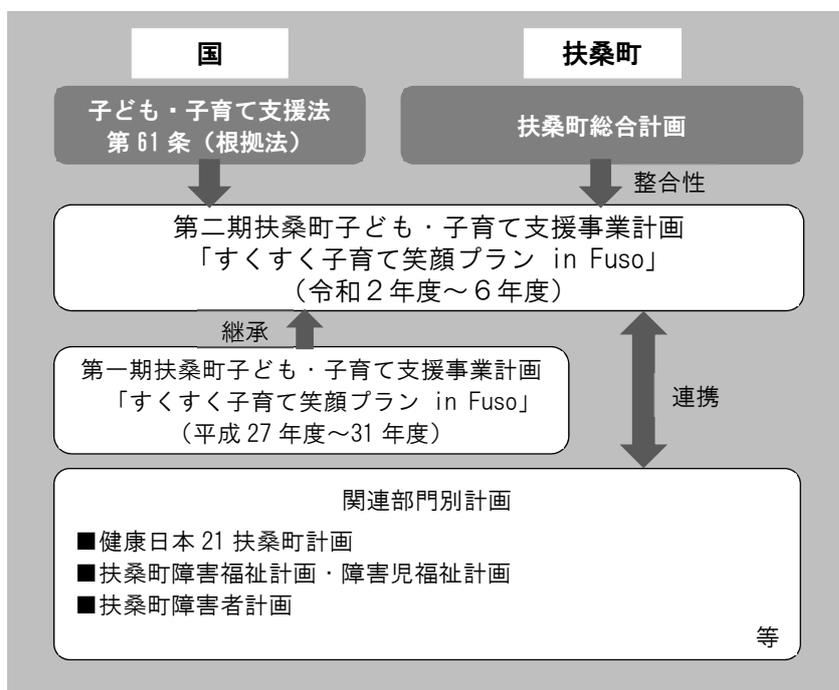
### (1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して策定します。また、国より平成12年11月に施行された「児童虐待防止等に関する法律」や、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」などを踏まえ策定します。

さらに、平成26年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し、法の有効期限が10年間延長されたため、これまで本町が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係るさまざまな分野の施策を総合的・一体的に進めるために、本町の既存計画との整合性を図りながら推進します。

### (2) 他計画との関係

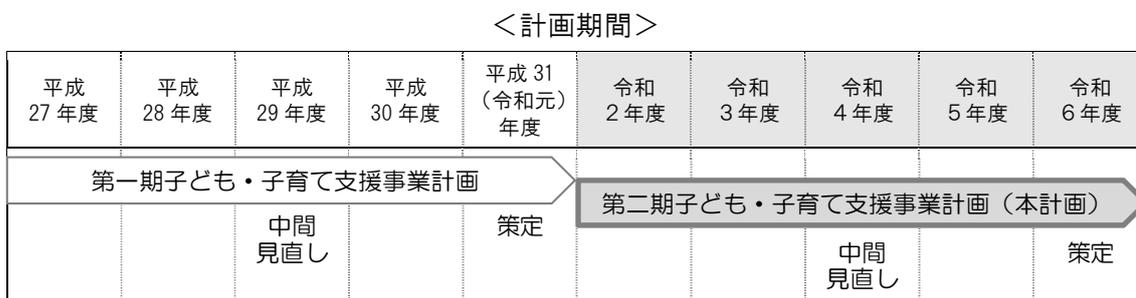
本計画は、「扶桑町総合計画」はもとより、「扶桑町障害者計画」「扶桑町障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康日本21扶桑町計画」などの本町の関連計画との調整を図りつつ策定し推進します。



\*\*\*\*\*

### 3 計画の期間

本計画の期間は、第一期計画を引き継ぎ、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。



### 4 計画の策定体制とニーズの把握

#### (1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、関係機関または関係団体の者等で構成する「扶桑町子ども・子育て会議」において、審議しました。

#### (2) ニーズ調査の実施

本計画策定に先立ち、小学校6年生以下の児童をもつ保護者を対象に実施しました。なお、この調査の調査項目については、国の示す調査票案をもとに、本町の現状を把握する上で必要と思われる独自項目を追加し作成しました。

## 5 制度改正等のポイント

### (1) 子ども・子育て支援法等の改正

子ども・子育て支援法等の改正により、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

#### ① 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

#### ② 放課後児童クラブの受け皿拡大

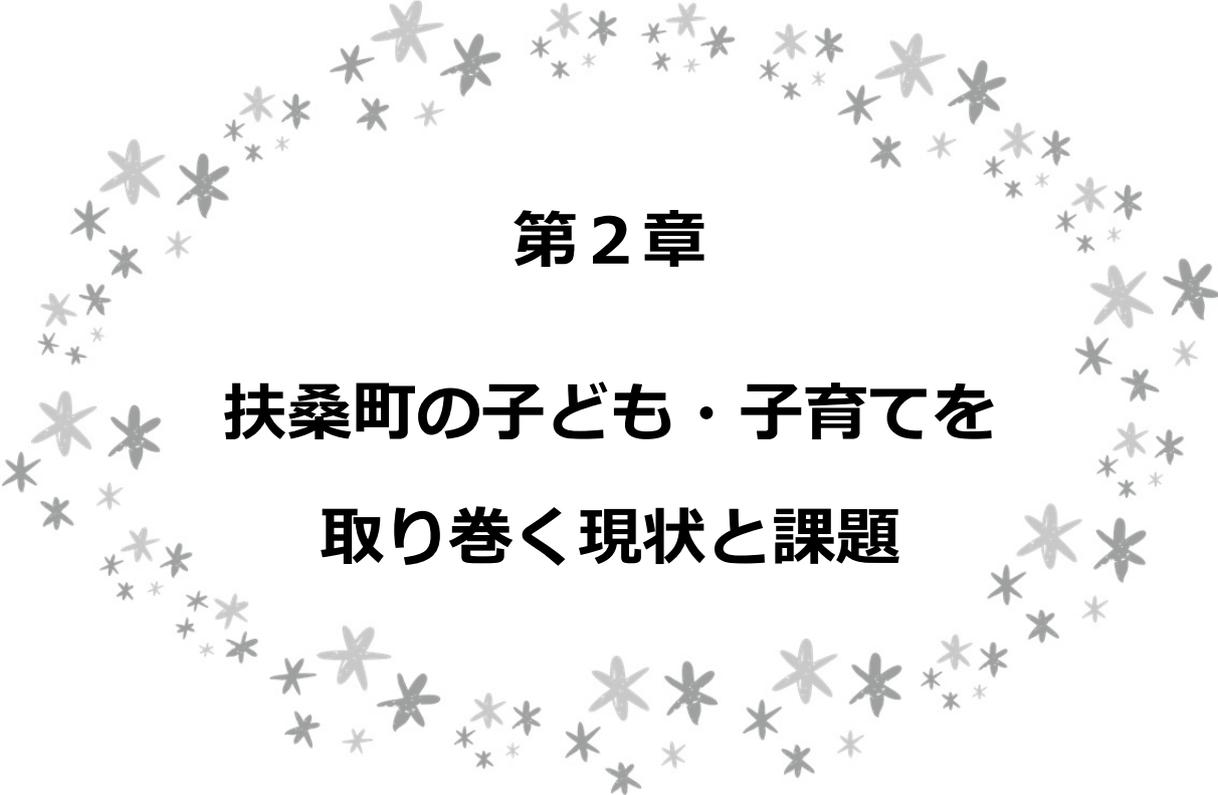
女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消をめざした新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大等の事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

#### ③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消をめざすこと。

### (2) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

平成28年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、平成30年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、すべての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築をめざすこととなりました。



## 第2章

扶桑町の子ども・子育てを

取り巻く現状と課題



\*\*\*\*\*

## 第2章 扶桑町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

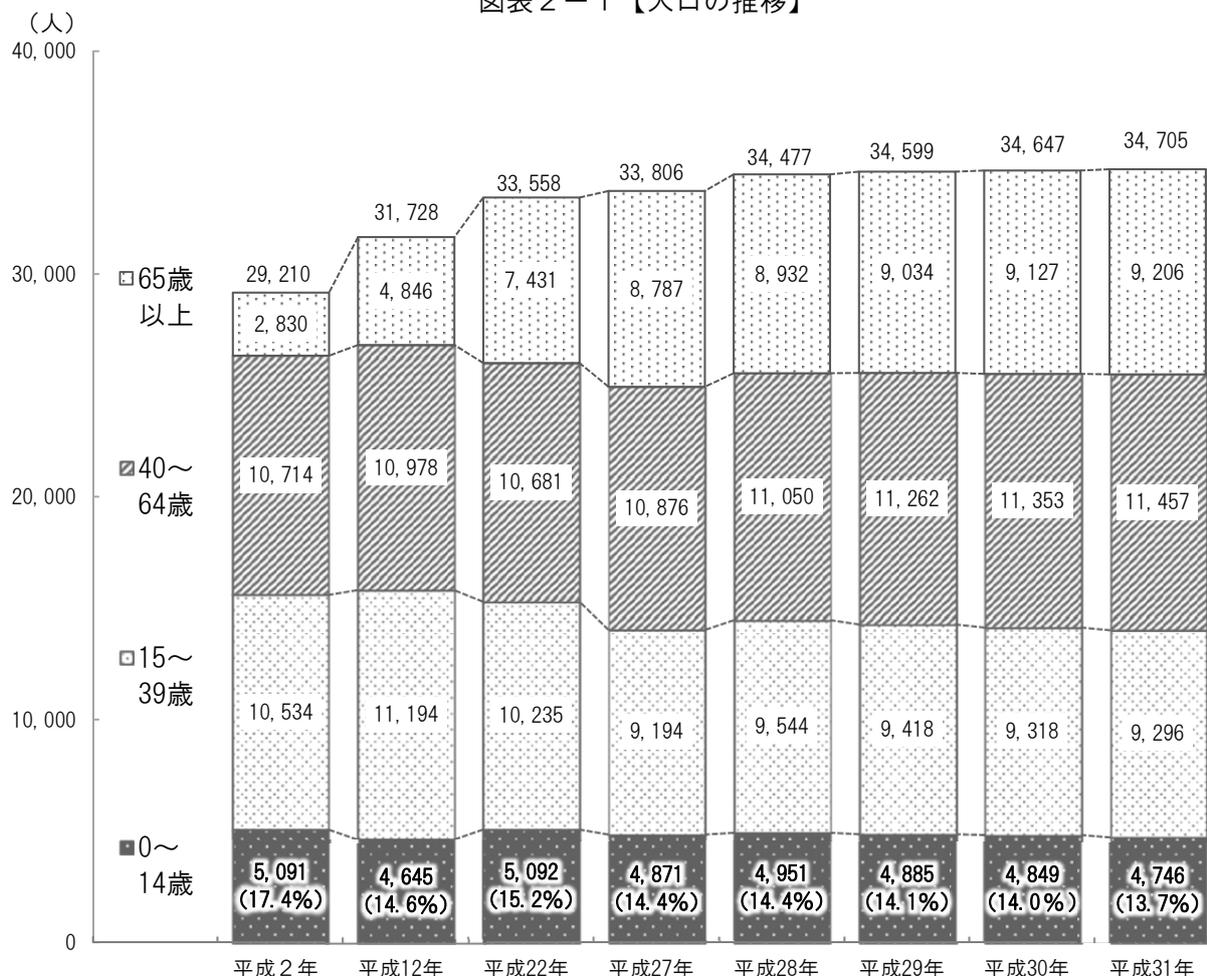
### 1 扶桑町の人口動態等の状況

#### (1) 人口の推移

平成31年3月31日現在の住民基本台帳によると、本町の総人口は34,705人となっています。そのうち、0～14歳の年少人口は4,746人で、総人口に占める割合は13.7%となっています。

人口の推移をみると、総人口は年々わずかな増加傾向にあります。近年では、ほぼ横ばいで推移しています。また、40歳以上の人口が増加傾向となる一方で、年少人口は、減少傾向を示しています。

図表2-1 【人口の推移】



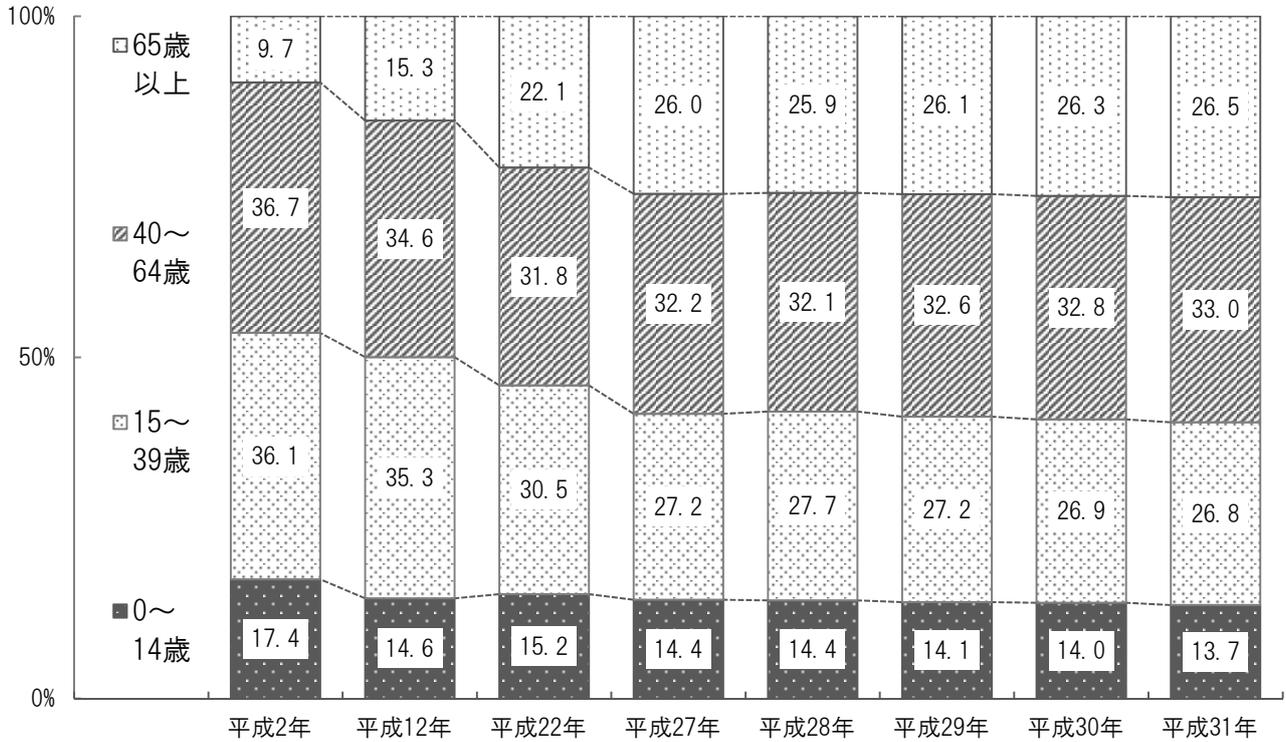
(注) 総人口には年齢不詳者を含むが、構成比率の計算では年齢不詳者は含まない。

資料：平成2年～22年は国勢調査、平成25年からは住民基本台帳 年齢別人口集計表（各年3月31日）

## (2) 年齢層別人口構成比の推移

年齢層別人口構成比の推移をみると、65歳以上（高齢者人口）の割合は年々増加傾向にある一方、0歳～14歳の年少人口は減少傾向を示しており、平成31年には13.7%となっています。

図表2-2【年齢層別人口構成比の推移】



(注)年齢不詳者を除いて構成比率を計算。

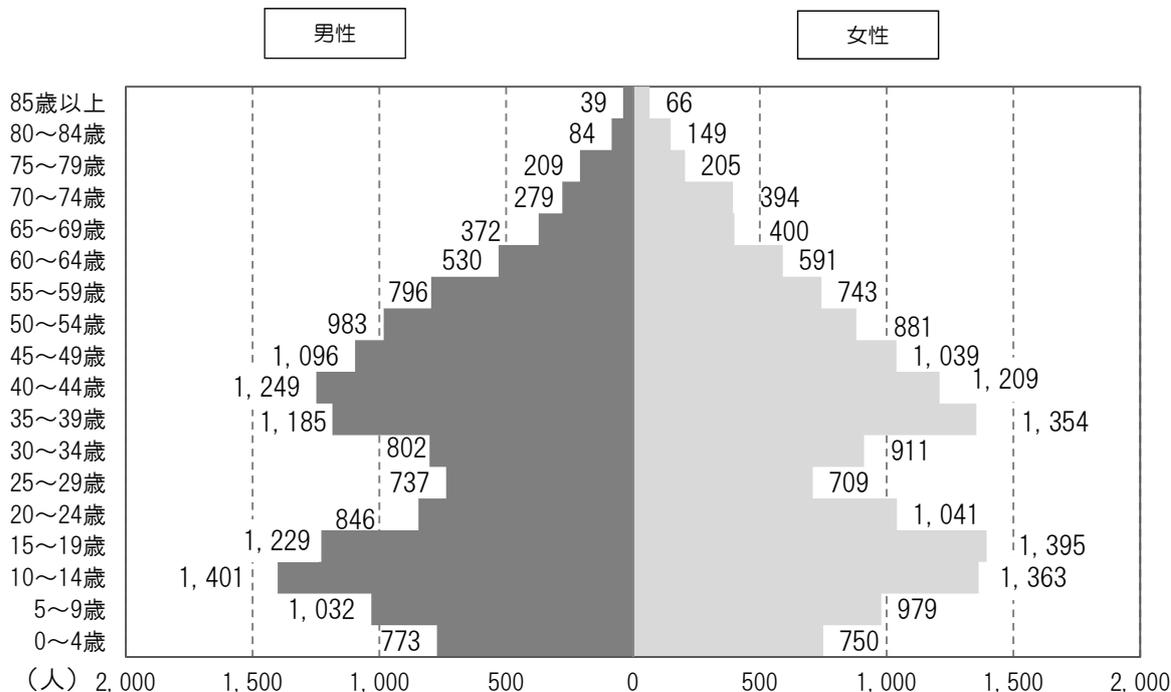
資料：平成2年～22年は国勢調査、平成25年からは住民基本台帳 年齢別人口集計表(各年3月31日)

\*\*\*\*\*

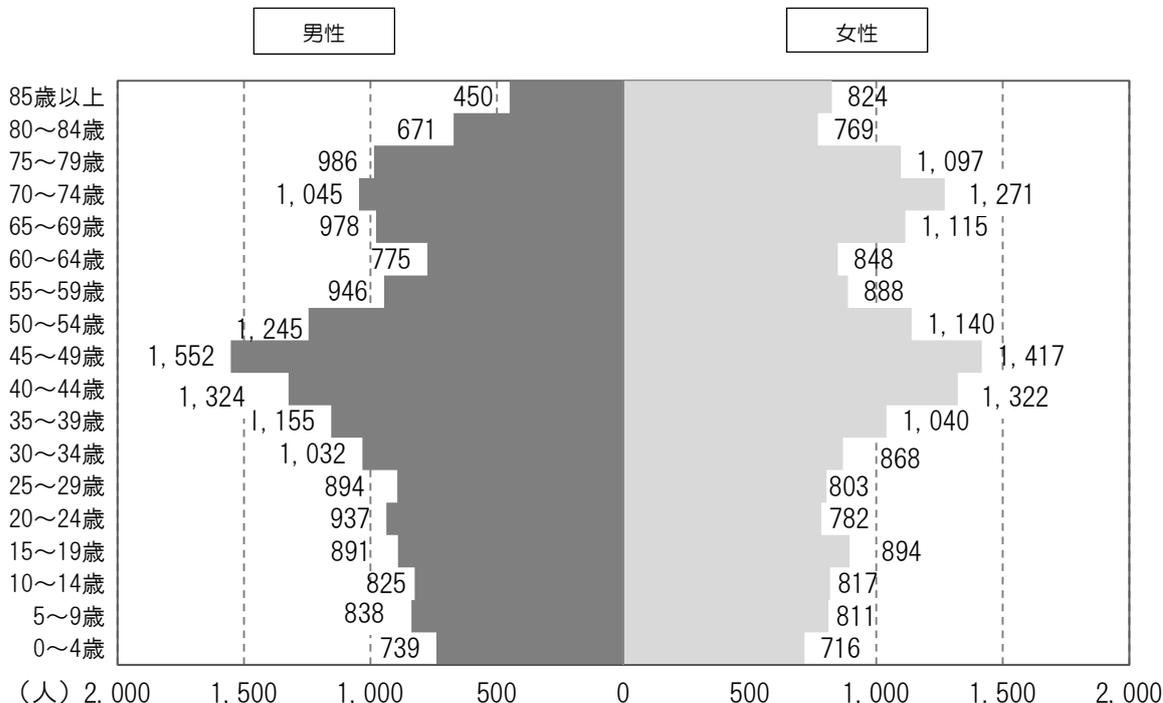
### (3) 扶桑町人口ピラミッド

昭和60年と平成31年の本町の人口ピラミッドを比較すると、0歳から14歳までの年少人口の減少と高齢者人口の増加に伴い、上部が大きくなり、ピラミッドの形に変化がみられます。

図表2-3 【昭和60年扶桑町の人口ピラミッド】



図表2-4 【平成31年扶桑町の人口ピラミッド】

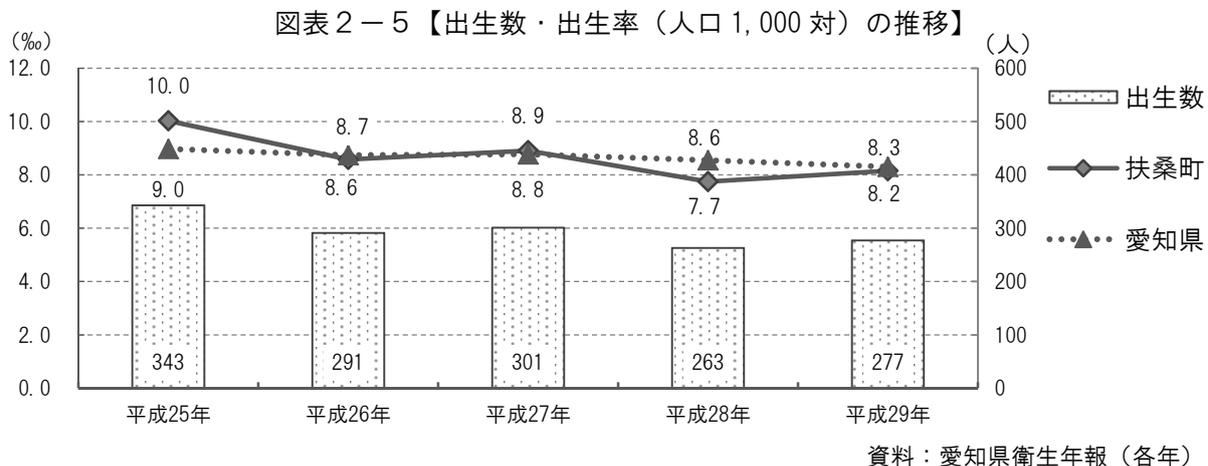


資料：図表2-3 国勢調査（昭和60年）図表2-4 住民基本台帳（平成31年3月1日）



### (4) 出生数・出生率の推移

本町の出生率（人口1,000対）は、平成26年には1割を下回り、その後は8.0前後で推移しています。また、愛知県と比較すると、本町の平成28年は7.7となり、愛知県の数値を下回っています。

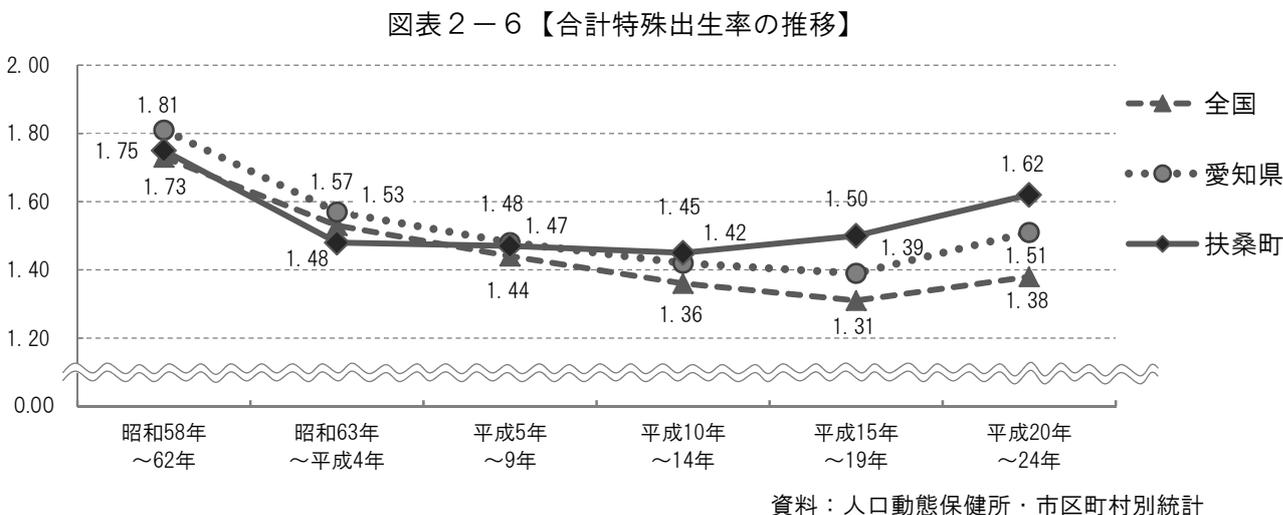


### (5) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、昭和58～62年から昭和63～平成4年にかけて大きく低下した後、平成10～14年までは横ばいに推移していましたが、その後は、上昇に転じ、平成20～24年には1.62となっています。また、この数値は全国（1.38）、愛知県（1.51）を上回っています。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当します。  
この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。



\*\*\*\*\*

### (6) 子ども数の推移

平成31年3月31日現在の本町の子ども数（18歳未満人口）は、5,815人となり、3歳階級別にみると、15～17歳の人口が1,069人と最も多く、0～2歳の人口が822人と最も少なくなっています。

また、推移をみると、0～2歳、12～14歳では平成27年以降減少傾向を示しています。特に0～2歳の人口では平成27年から123人減少しています。

図表2-7 【18歳未満（年齢3歳階級別）人口の推移】

単位：人

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	307	303	299	282	247
1歳	344	303	299	297	283
2歳	294	336	301	311	292
0～2歳	945	942	899	890	822
3歳	327	303	332	311	314
4歳	353	329	305	329	319
5歳	330	354	327	309	340
3～5歳	1,010	986	964	949	973
6歳	330	327	349	332	307
7歳	354	324	326	349	331
8歳	348	352	325	324	346
6～8歳	1,032	1,003	1,000	1,005	984
9歳	299	344	353	330	325
10歳	331	302	341	351	326
11歳	357	330	304	339	348
9～11歳	987	976	998	1,020	999
12歳	337	357	332	299	337
13歳	349	335	358	331	299
14歳	376	352	334	355	332
12～14歳	1,062	1,044	1,024	985	968
15歳	348	368	355	341	357
16歳	349	348	371	358	350
17歳	371	348	350	368	362
15～17歳	1,068	1,064	1,076	1,067	1,069
計	6,104	6,015	5,961	5,916	5,815

資料：住民基本台帳 年齢別人口集計表（各年3月31日）

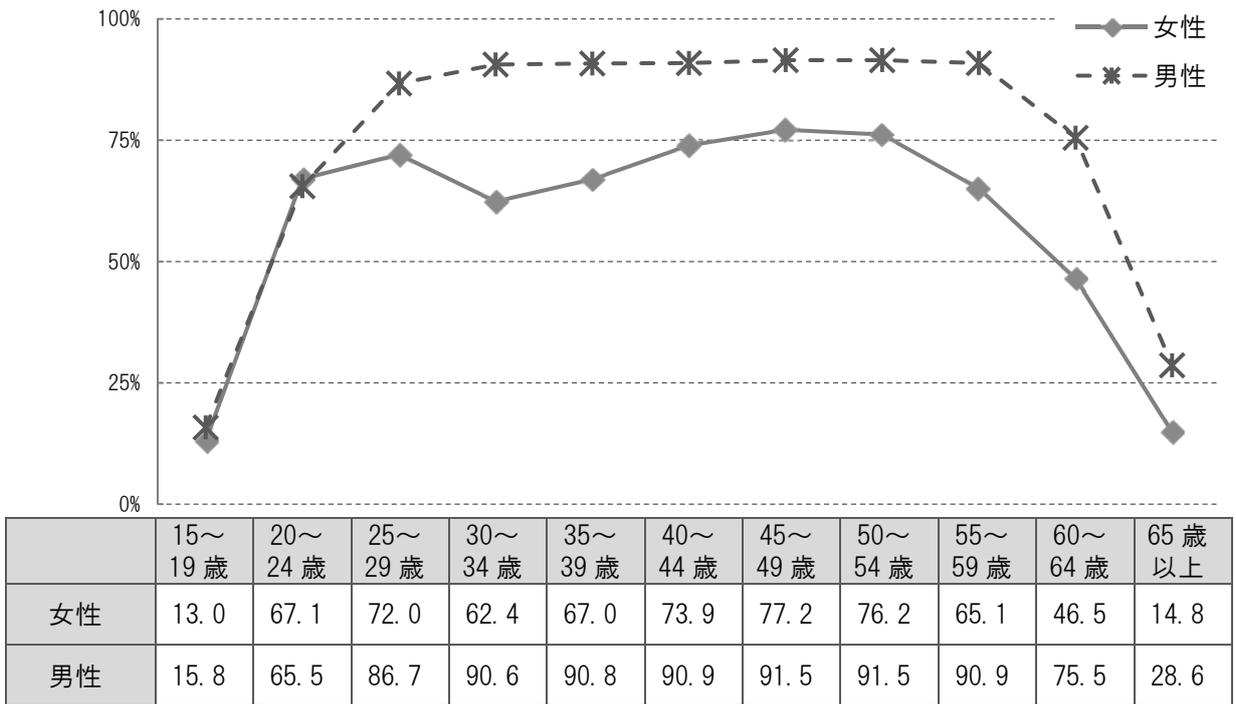


### (7) 女性の就業状況

本町の性別の年齢別就業率（平成27年）をみると、男性の就業率は25～29歳で86.7%となり、その後、30代から50代までは90%以上を維持し、定年退職を迎える60代から急激に低下しています。

対照的に、女性では、20代後半には72.0%と一旦高くなるものの、30代では再び60%台となり、出産・子育てによる仕事の中断がうかがえます。その後、子育てが一段落した40代以降、再び70%台と就業率が上昇しています。

図表 2－8 【性別の年齢別就業率（平成 27 年）】

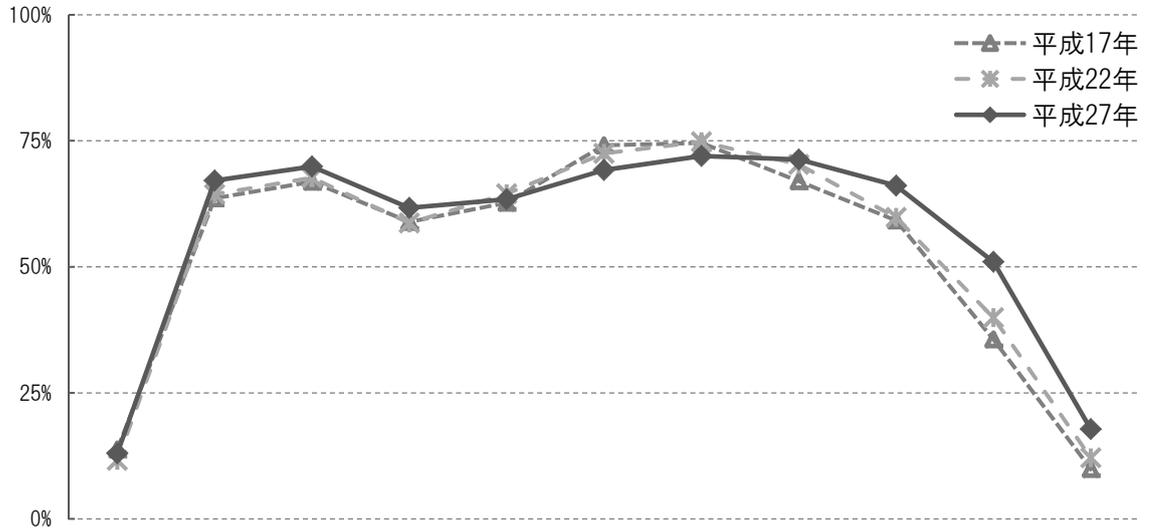


資料：国勢調査

\*\*\*\*\*

本町の女性の年齢別就業率（平成27年）を経年でみると、20～34歳では過去の数値を上回っています。35～49歳では上昇の曲線がゆるやかになり過去の数値を下回りますが、50歳以上で再び上回っています。

図表2-9 【女性の年齢別就業率】



	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
平成17年	13.8	63.6	66.9	58.9	62.7	74.1	74.6	67.0	59.2	35.6	9.9
平成22年	11.6	64.4	67.7	58.7	64.5	72.5	74.8	70.3	59.8	39.9	12.1
平成27年	13.0	67.1	69.9	61.7	63.4	69.2	72.0	71.3	66.1	51.0	17.8

資料：国勢調査（各年）

## 2 子ども・子育て支援事業の現状

### (1) 保育園

#### ① 保育園の概要

本町には、町立保育園が7か所あり、45のクラスがあります。  
園別にみた定員、入園年齢、保育時間等は以下のとおりとなっています。

図表2-10【入園年齢・保育時間等の状況（平成31年）】

区 分	定員	入園年齢		保 育 時 間		備 考
				平 日	土 曜 日	
高雄保育園	140人	3歳児	通常 延長	8:30~16:30 7:30~18:30	8:30~12:00 7:30~13:30	一時 保育
高雄西保育園	120人	0歳7か月	通常 延長	8:30~16:30 7:30~19:00	8:30~12:00 7:30~16:30	
高雄南保育園	140人	1歳児	通常 延長	8:30~16:30 7:30~19:00	8:30~12:00 7:30~13:30	
山名保育園	140人	0歳7か月	通常 延長	8:30~16:30 7:30~19:00	8:30~12:00 7:30~13:30	
斎藤保育園	90人	2歳児	通常 延長	8:30~16:30 7:30~18:30	8:30~12:00 7:30~13:30	一時 保育
柏森保育園	140人	1歳児	通常 延長	8:30~16:30 7:30~19:00	8:30~12:00 7:30~13:30	
柏森南保育園	90人	1歳児	通常 延長	8:30~16:30 7:30~18:30	8:30~12:00 7:30~13:30	

#### ② 保育園の利用児童数の推移

平成30年度の保育園を利用している総児童数は739人となり、ほぼ例年とおりの人数となっています。一方、3歳児未満の利用児童数は増加傾向にあり、平成30年度では187人となっています。

図表2-11【保育園の年齢別利用児童数の推移】

単位：人

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
3歳児未満	143	153	152	169	187
3歳児	204	197	174	188	184
4歳児	200	209	202	176	189
5歳児	202	202	209	203	179
計	749	761	737	736	739

(注)各年4月1日現在／資料：庁内資料

\*\*\*\*\*

## (2) 幼稚園

### ① 幼稚園の概要

本町には、私立幼稚園が1か所あります。詳細は以下のとおりとなっています。

図表2-12【町内幼稚園の概要】

単位：人

区 分	定員	クラス			備考	
		年少	年中	年長		
扶桑幼稚園 (私立)	170	7	3	2	2	預かり保育

(注) 平成30年5月現在/資料：庁内資料

### ② 幼稚園の利用児童数の推移

本町の幼稚園の利用児童数は毎年200人前後を推移していますが、わずかに減少傾向となっています。平成30年度の幼稚園の利用児童数は197人となっています。

図表2-13【幼稚園の年齢別利用児童数の推移】

単位：人

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
3歳児	68	64	59	62	70
4歳児	71	69	69	59	63
5歳児	70	70	69	67	64
計	209	203	197	192	197

(注) 各年5月1日/資料：庁内資料

### (3) 小学校

各年度、各学年の児童数ともに、約300～350人の間で推移しており、著しい増減はみられていません。また、平成28年度において、児童総数が1,969人とやや落ち込むものの、平成30年度では2,014人と再び増加しています。

図表 2-14 【小学校学年別児童数の推移】

単位：人

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
1年生	354	328	326	349	328
2年生	334	351	324	323	349
3年生	304	343	349	325	321
4年生	328	300	338	348	330
5年生	356	331	303	338	350
6年生	335	357	329	302	336
計	2,011	2,010	1,969	1,985	2,014

(注) 各年5月1日現在／資料：庁内資料

### (4) 中学校

平成29年度までは各学年とも約300～350人の間で推移しているものの、生徒総数をみると平成26年度より減少傾向を示しています。また、平成30年度の1年生では300人を下回り、284人、生徒総数は937人となっています。

図表 2-15 【中学校学年別生徒数の推移】

単位：人

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
1年生	330	315	347	311	284
2年生	358	334	313	346	311
3年生	334	359	335	315	342
計	1,022	1,008	995	972	937

(注) 各年5月1日現在／資料：庁内資料

\*\*\*\*\*

**(5) 放課後児童クラブ**

各年度、いずれの放課後児童クラブにおいても、在籍児童数はほぼ横ばいで推移しており、一定のニーズがあることがうかがえます。また、平成30年度末に各小学校敷地内に放課後児童クラブ館を建設し、平成31年4月からは、6クラブから4クラブに統合等しています。

図表2-16【放課後児童クラブの在籍児童数の推移】

単位：人

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
高雄放課後児童クラブ	71	78	84	91	89
扶桑東放課後児童クラブ	48	44	57	65	54
山名放課後児童クラブ	52	58	59	58	60
斎藤放課後児童クラブ	45	48	47	38	39
柏森放課後児童クラブ	61	56	48	43	42
柏森中央放課後児童クラブ	42	40	48	61	52
計	318	324	341	358	336

対象者：平成30年度までは1～4年生、平成31年4月からは6年生まで拡充。

(注) 各年度とも毎月1日現在の平均在籍者数／資料：庁内資料

**(参考) 放課後子ども広場**

平成29年度では山名放課後子ども広場、柏森放課後子ども広場にて例年以上の在籍児童数となり、在籍児童総数は304人と増加したものの、平成30年度では269人と平成28年度以前の在籍数とほぼ同程度となっています。

図表2-17【放課後子ども広場の在籍児童数の推移】

単位：人

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
高雄放課後子ども広場	73	94	84	87	86
扶桑東放課後子ども広場	50	57	63	68	61
山名放課後子ども広場	40	33	38	52	40
柏森放課後子ども広場	79	77	79	97	82
計	242	261	264	304	269

対象者：1・2年生

(注) 各年度とも年度末の平均在籍者数／資料：庁内資料

## (6) 各種子育て支援事業

### ① 子育て支援センター

子育て支援センターの利用者数は平成29年度までは増加傾向を示していたものの、平成30年度では平成27年度の18,617人をさらに下回る、17,813人となっています。

図表 2-18 【子育て支援センターの利用者数の推移】

単位：人

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
延べ利用者数	18,798	18,617	19,184	20,158	17,813

資料：庁内資料

### ② 扶桑町ファミリー・サポート・センター事業 (旧：ファミリーサポートクラブ)

扶桑町ファミリー・サポート・センター事業の実施件数は平成26年度が91件と突出して多く、平成27年度以降は約50～70件の間で増減を繰り返しています。

図表 2-19 【扶桑町ファミリー・サポート・センターの実施件数の推移】

単位：件

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
実施件数	91	59	51	73	61
就学児童の 実施件数	0	0	0	0	0

資料：庁内資料

### ③ 一時預かり保育事業

幼稚園の一時預かり保育事業は、平成27年度より町外の「江南幼稚園」にて実施が開始され、利用者の大半は在園児であり、平成30年度は延べ197人の利用がありました。

一方、幼稚園以外の一時保育事業の利用者数は平成28年度までは増加傾向を示し、平成29年度には2,835人まで減少しています。一方、平成30年度では、2,970人と再び増加し、平成26年度以降、最も高い利用者数となっています。

図表 2-20 【一時預かり保育の利用者数の推移】

単位：人

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
幼稚園の 延べ利用者数	0	145	231	234	197
幼稚園以外の 延べ利用者数	2,835	2,859	2,950	2,835	2,970

資料：庁内資料

\*\*\*\*\*

④ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業の利用者数は、過去5年間で約倍増しており、利用者数は年々増加しています。

図表2-21 【病児・病後児保育の利用者数の推移】

単位：人

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用者数	46	69	72	74	82

資料：庁内資料

### 3 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

以下の調査結果は、本町が発行した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成31年3月）」より主な項目を抜粋したものです。

#### (1) 調査の概要

計画策定に先立ち、小学校6年生以下の児童をもつ保護者を対象に調査を実施しました。就学前児童の保護者に対しては、保育サービスの利用状況や利用意向、病気・病後の対応、子育て支援事業の利用状況や利用意向、小学校就学後の放課後の過ごし方、仕事と子育てなど、小学生の保護者に対しては、放課後児童クラブの利用状況や利用意向、病気・病後の対応、仕事と子育てなどについてたずねました。

##### <調査方法等>

区 分	就学前の子どもの保護者調査	小学生の保護者調査
調査対象者	就学前児童の保護者から無作為抽出	小学生の保護者から無作為抽出
調査票の配布・回収	郵送配布・回収	
調査基準日	平成30(2018)年11月1日	
調査期間	平成30(2018)年11月6日～11月30日	

##### <回収結果>

調査対象者	配布数(人)	回収数(人)	有効回答数(人)
就学前児童の保護者	1,000	582 (58.2%)	582 (58.2%)
小学生の保護者	1,000	518 (51.8%)	517 (51.7%)

#### (2) 集計・分析について

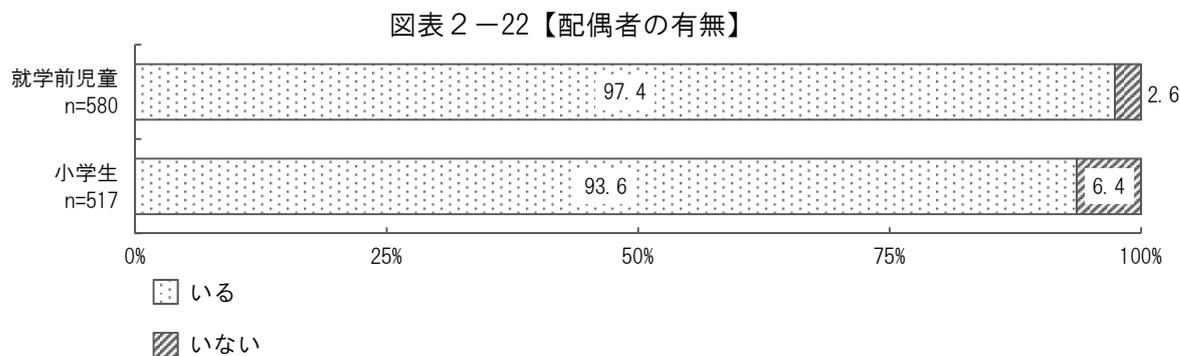
- ① 図表中のn (Number of Case の略) は回答数を示しています。
- ② 選択項目別の回答の比率は、その設問の回答数 (n) を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、全ての比率を合計すると100%を超えます。
- ③ 回答率 (%) は、小数点第2位以下を四捨五入しました。したがって、単数回答の場合であっても比率の合計が100%にならない場合があります。

\*\*\*\*\*

### (3) 調査結果の概要

#### ① ご家族の状況

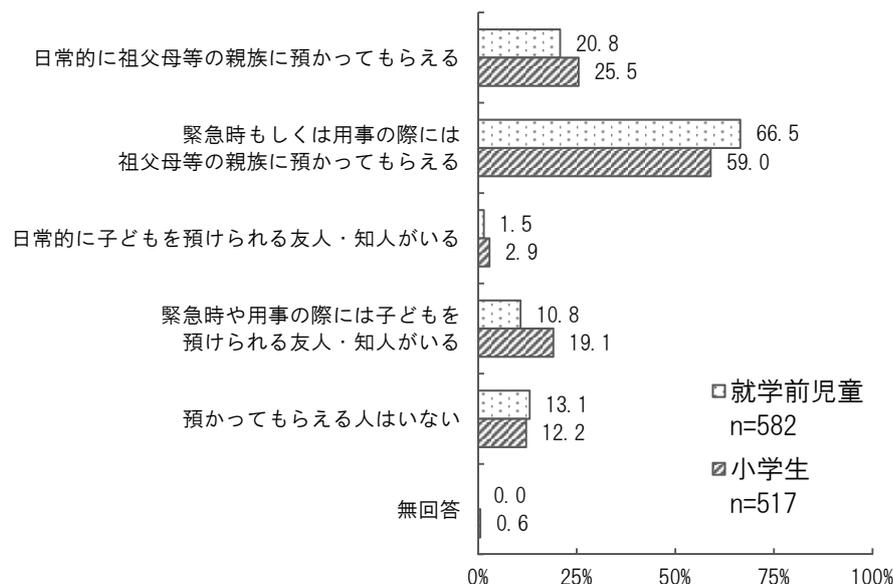
回答者の配偶者関係をみると、配偶者が「いる」と回答した方は就学前児童が97.4%、小学生が93.6%となっています。また、配偶者は「いない」と回答した方の割合は、就学前児童は2.6%、小学生は6.4%となっています。



#### ② 子どもの育ちをめぐる環境について

子どもを預かってもらえる人の有無をみると、就学前児童・小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」(66.5%・59.0%)が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」(20.8%・25.5%)の順となっています。また、親族に比べると「友人・知人」の割合は低くなっています。一方、「預かってもらえる人はいない」と回答した方は、就学前児童が13.1%、小学生が12.2%となっています。

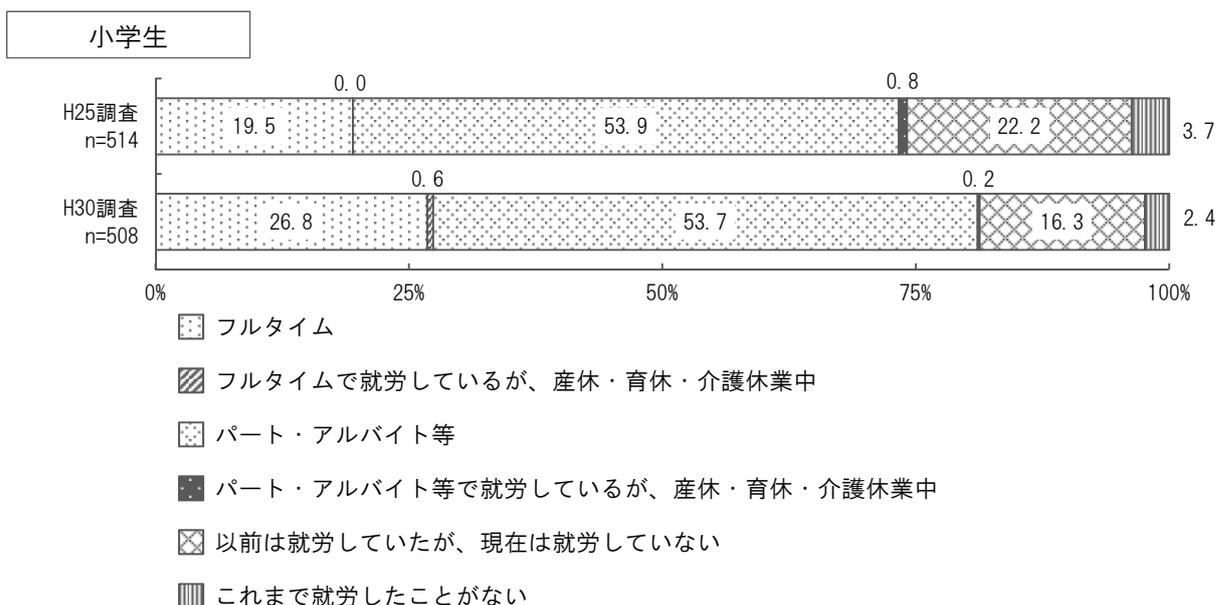
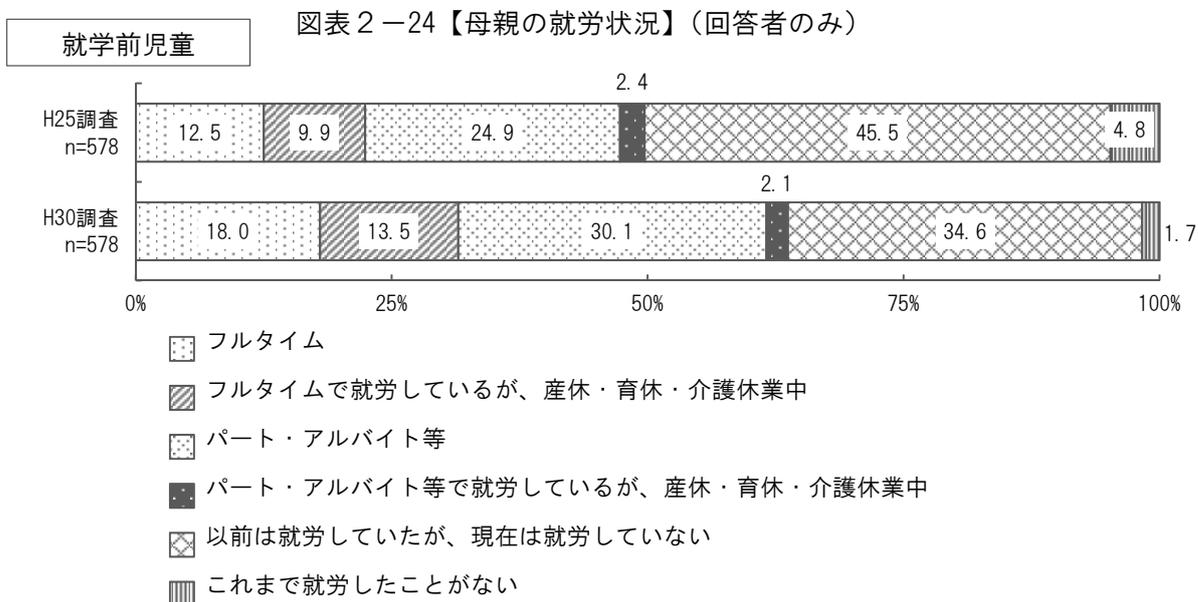
図表 2-23 【子どもを預かってもらえる人の有無】(複数回答)



### ③ 母親の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が34.6%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等」が30.1%、「フルタイム」が18.0%の順となっています。平成25年との比較では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が10.9ポイント、「これまで就労したことがない」が3.1ポイント低下し、就労している母親が増加しています。

小学生の母親の就労状況は、「パート・アルバイト等」が53.7%と最も高く、次いで「フルタイム」(26.8%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(16.3%)などの順となっています。平成25年との比較では、「フルタイム」は7.3ポイント高くなり、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は5.9ポイント低くなっています。



\*\*\*\*\*

④ 幼稚園や保育園などの利用状況について（就学前児童保護者）

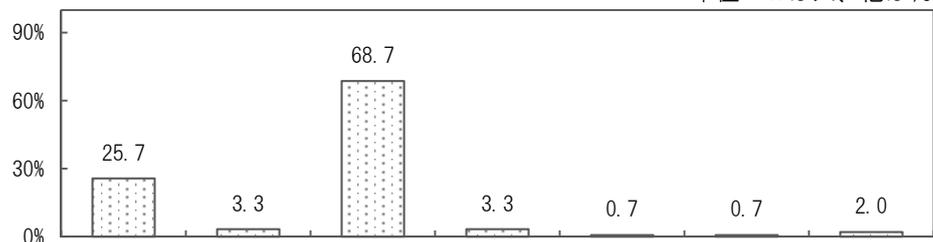
定期的にご利用している教育・保育事業の種類は、「保育園」が68.7%と最も高く、次いで「幼稚園」が25.7%などの順となっています。

子どもの年齢区分別にみると、どちらも「保育園」が最も高くなっています。「幼稚園」は当然のことながら3歳以上が高く、「事業内保育施設」「その他の認可外の保育施設」「ファミリー・サポート・センター」「その他」では3歳未満のみとなっています。

母親の就労状況別にみると、「保育園」が高いのはフルタイム・パート等及び休業中、「幼稚園」が高いのは非就労となっています。

図表2-25【利用している教育・保育事業】（複数回答）

単位：nは人、他は%



区分		n	幼稚園	預かり保育	幼稚園の	保育園	事業内保育施設	その他の認可外の保育施設	ファミリー・サポート・センター	その他
全体		307	25.7	3.3		68.7	3.3	0.7	0.7	2.0
年齢別	3歳未満	112	6.3	0.9		78.6	8.9	1.8	1.8	5.4
	3歳以上	192	37.0	4.7		63.0	-	-	-	-
母親の就労状況別	フルタイム	98	3.1	-		86.7	8.2	1.0	-	1.0
	パート等	138	26.8	5.1		71.7	0.7	-	-	1.4
	休業中	17	11.8	-		88.2	-	-	-	11.8
	非就労	51	70.6	5.9		19.6	2.0	2.0	3.9	2.0

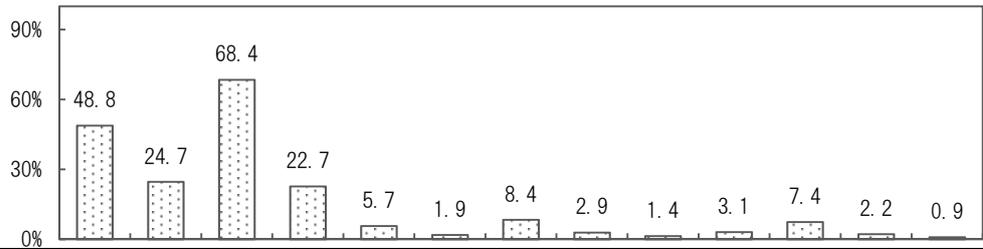
\*\*\*\*\*

現在、利用している、利用していないにかかわらず、定期的に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が68.4%と最も高く、次いで「幼稚園」(48.8%)、「幼稚園の預かり保育」(24.7%)などの順となっています。

保育状況別にみると、未利用者の65.1%が「認可保育所」を、57.1%が「幼稚園」を利用したいと考えています。

図表 2-26 【定期的に利用したい教育・保育事業】(複数回答)

単位：nは人、他は%



区分		n	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	認定保育施設	自治体の認証・保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	サポート・センター	ファミリー・その他	無回答
平成25年(全体)		589	44.3	22.2	61.1	23.1	6.1	2.0	5.8	3.7	0.7	1.7	4.6	1.7	2.0	
平成30年(全体)		582	48.8	24.7	68.4	22.7	5.7	1.9	8.4	2.9	1.4	3.1	7.4	2.2	0.9	
年齢別	3歳未満	384	51.6	25.0	69.8	26.0	7.3	2.3	9.4	3.4	1.3	2.9	8.1	2.3	1.3	
	3歳以上	194	43.8	24.7	65.5	16.5	2.6	1.0	6.2	2.1	1.5	3.6	6.2	2.1	-	
母親の就労状況別	フルタイム	104	29.8	21.2	91.3	26.0	3.8	2.9	11.5	3.8	1.9	4.8	3.8	2.9	-	
	パート等	174	34.5	19.5	72.4	19.5	2.9	1.7	6.3	2.9	2.9	2.9	4.6	1.7	-	
	休業中	90	37.8	25.6	87.8	40.0	10.0	3.3	17.8	6.7	-	4.4	18.9	3.3	2.2	
	非就労	210	74.3	30.5	45.7	16.2	7.1	1.0	4.8	1.0	0.5	1.9	6.7	1.9	1.4	
保育状況別	幼稚園	79	96.2	49.4	12.7	12.7	2.5	1.3	2.5	2.5	1.3	2.5	7.6	1.3	-	
	認可保育所	211	20.4	14.7	94.3	25.1	4.7	2.4	10.0	2.8	1.4	5.2	5.7	3.3	-	
	事業所保育	10	50.0	50.0	70.0	30.0	-	-	40.0	-	-	-	-	-	-	
	その他	7	42.9	28.6	42.9	28.6	28.6	14.3	14.3	14.3	42.9	-	14.3	-	-	
	未利用者	275	57.1	24.4	65.1	23.3	6.9	1.5	7.6	2.9	0.4	1.8	8.7	1.8	1.8	

\*\*\*\*\*

⑤ 地域の子育て支援事業の利用状況について

親子が集まって過ごしたり、相談したり、情報提供を受けたりする地域子育て支援センターの利用状況は、「にここらんど（高雄保育園内）」が14.8%、「すくすくらんど（斎藤保育園内）」が11.5%となっています。なお、「利用していない」（73.5%）と「無回答」（1.4%）を除いた25.1%が、いずれかまたは複数の事業を利用していることになります。

図表2-27【子育て支援センターの利用状況】（複数回答）

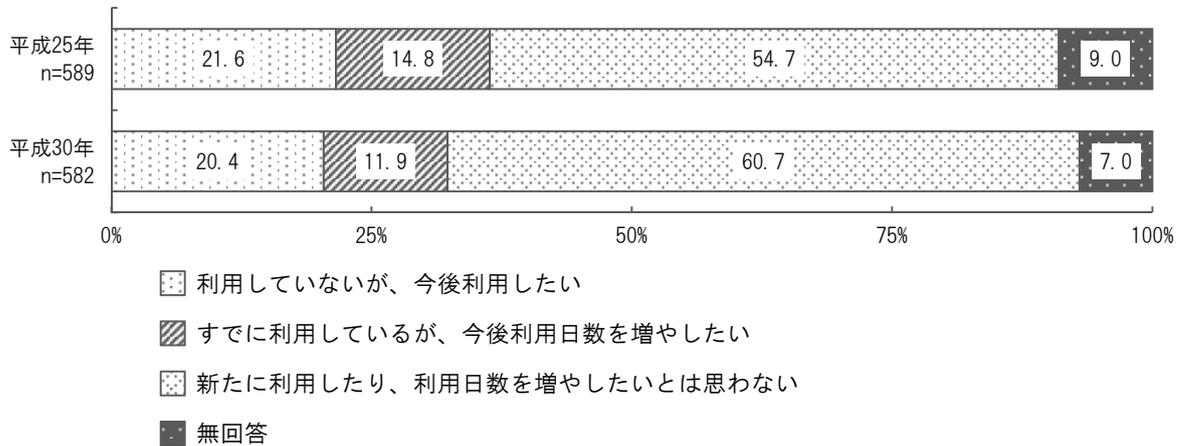
単位：nは人、他は%

区分		n	にここらんど (高雄保育園内)	すくすくらんど (斎藤保育園内)	利用していない	無回答
平成25年（全体）		589	15.1	15.1	69.9	3.6
平成30年（全体）		582	14.8	11.5	73.5	1.4
年齢別	3歳未満	384	22.1	17.4	60.9	1.3
	3歳以上	194	43.8	24.7	65.5	1.5
母親の就業状況別	フルタイム	104	29.8	21.2	91.3	3.8
	パート等	174	34.5	19.5	72.4	0.6
	休業中	90	37.8	25.6	87.8	1.1
	非就労	210	74.3	30.5	45.7	1.0
保育状況別	幼稚園	79	96.2	49.4	12.7	3.8
	認可保育所	211	20.4	14.7	94.3	2.4
	事業所保育	10	50.0	50.0	70.0	-
	その他	7	42.9	28.6	42.9	-
	未利用者	275	57.1	24.4	65.1	-
地区別	高雄	247	26.3	1.6	72.9	0.8
	山那	12	8.3	16.7	83.3	-
	小淵	8	-	-	100.0	-
	南山名	52	5.8	5.8	88.5	-
	斎藤	64	1.6	20.3	75.0	3.1
	高木	27	25.9	25.9	48.1	3.7
	柏森	171	5.3	22.2	71.3	1.8

\*\*\*\*\*

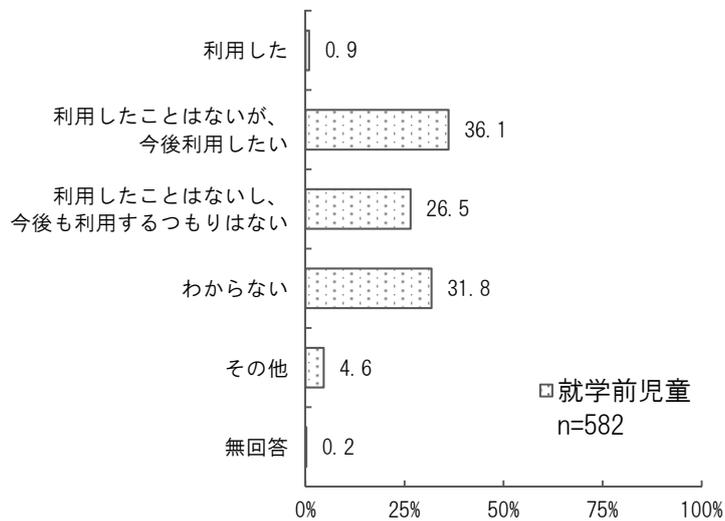
子育て支援センターの今後の利用意向をみると、「利用していないが、今後利用したい」は20.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は11.9%となっています。平成25年との比較では、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」が6.0ポイント高くなっています。

図表 2-28 【子育て支援センターの利用意向】（複数回答）



平成30年4月にオープンした、妊娠期から出産、子育て期までの総合相談窓口となる子育て世代包括支援センターの利用状況をみると、「利用した」は0.9%にとどまっております。「利用したことはないが、今後利用したい」が36.1%となっています。

図表 2-29 【子育て世代包括支援センターの利用状況】



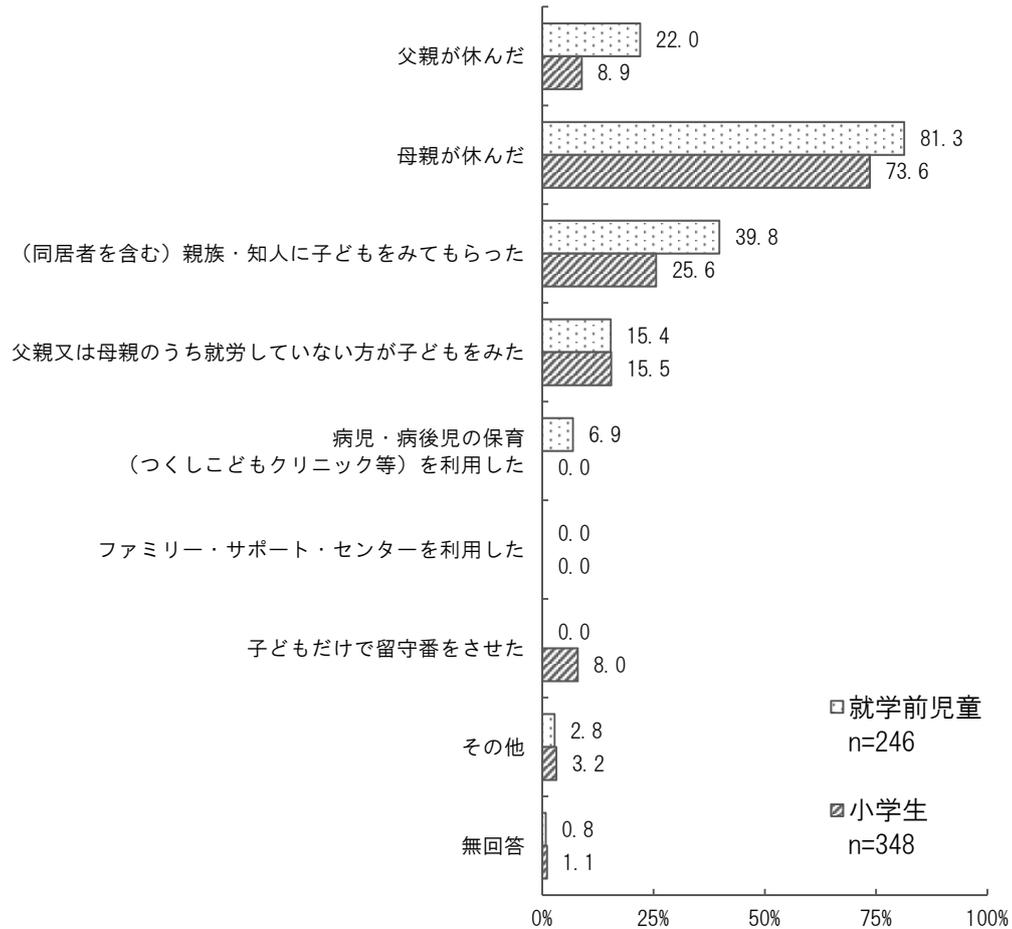
\*\*\*\*\*

⑥ 病気や災害時の対応について

子どもが病気等で教育・保育事業を利用できなかった時の対処法については、就学前児童では「母親が休んだ」が81.3%と最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」(39.8%)、「父親が休んだ」(22.0%)などの順となっています。

小学生では、「母親が休んだ」が73.6%と突出して高くなっています。

図表2-30【病気等で教育・保育事業を利用できなかった時の対処法】(複数回答)

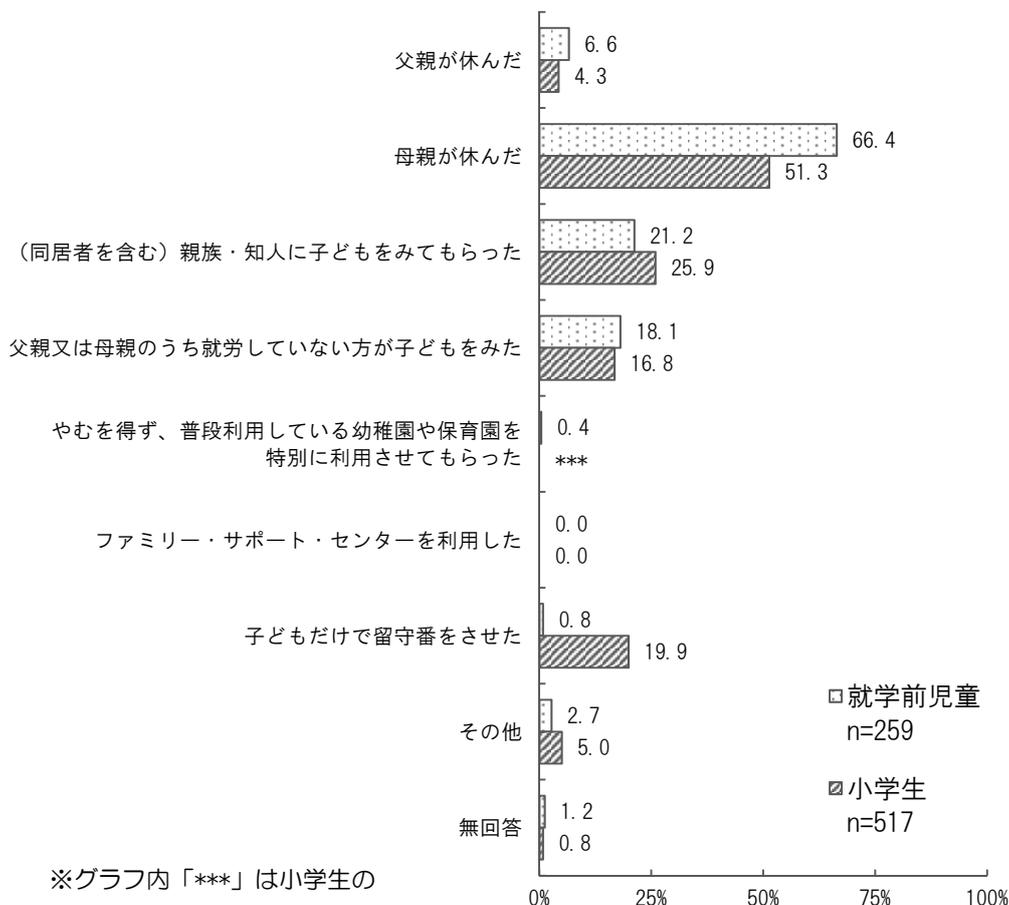


\*\*\*\*\*

これまでに、台風接近に伴う休園や休校などで普段利用している幼稚園や保育園を利用できなかった、または学校を休まなければならなかった時の対処法をみると、就学前児童では「母親が休んだ」が66.4%と突出して高くなっています。次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が21.2%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が18.1%などの順となっています。

小学生では、「母親が休んだ」が51.3%と最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が25.9%、「子どもだけで留守番させた」が19.9%などの順となっています。

図表 2-31 【台風等で園または学校が利用できなかった時の対処法】（複数回答）



※グラフ内「\*\*\*」は小学生の設問にはない項目を示します。

\*\*\*\*\*

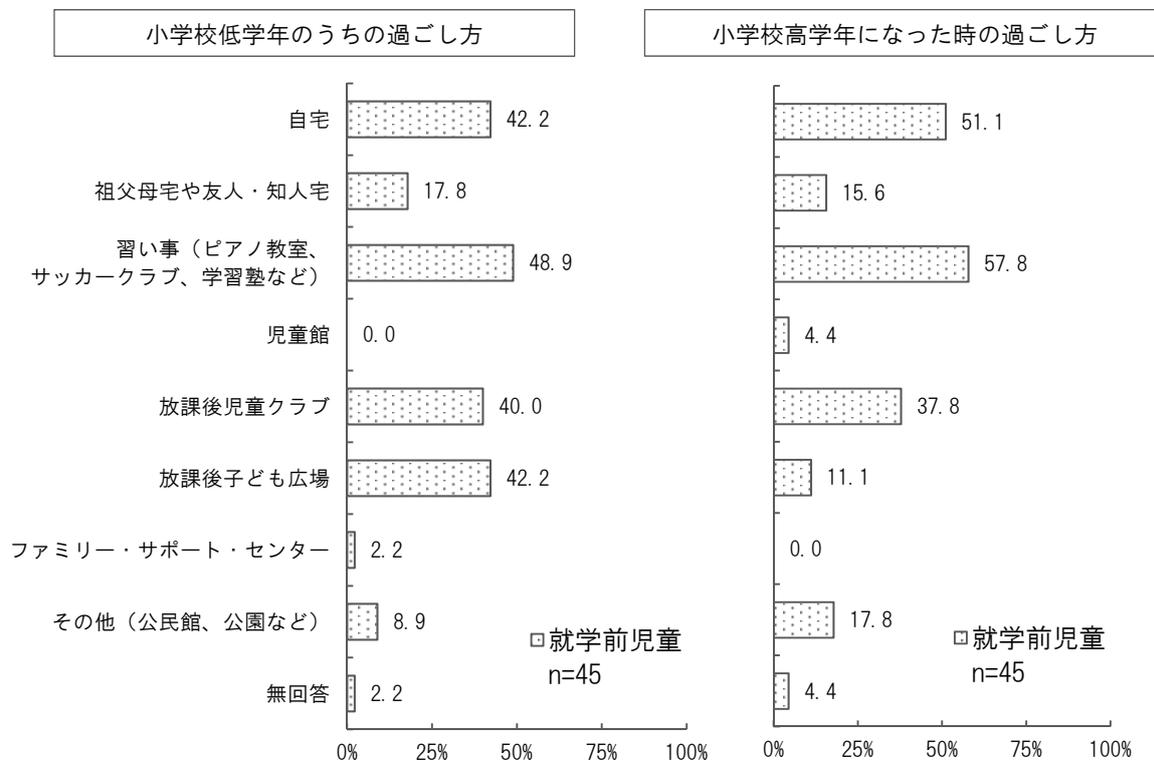
⑦ 放課後児童クラブの利用状況と利用意向について

就学前児童（5歳児）の保護者の方を対象に、子どもの小学校就学後の放課後の過ごし方についてたずねたところ、低学年（1～3年生）のうちは、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が48.9%と最も高く、次いで「放課後子ども広場」及び「自宅」が各42.2%、「放課後児童クラブ」が40.0%などの順となっています。

高学年（4～6年生）になった時の放課後の過ごし方では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が57.8%と最も高く、次いで「自宅」が51.1%、「放課後児童クラブ」が37.8%などの順となっています。

低学年時と比較すると、「自宅」及び「習い事」が5.0ポイント以上上昇しています。

図表2-32 【小学校就学後の放課後の過ごし方】（5歳児、複数回答）



\*\*\*\*\*

本町の放課後児童クラブは原則として小学4年生までの児童を対象としていましたが、平成31年度からは6年生まで対象を拡大しました。

小学生の放課後児童クラブの利用状況をみると、「利用している」が26.3%となっています。平成25年との比較では、「利用している」が2.4ポイント、「利用していないが、できれば今後利用したい」が2.1ポイント高くなっています。

学年別にみると、「利用していないが、できれば今後利用したい」は5年生が20.8%、6年生が7.8%と、アンケート調査実施時点では利用対象外となっていた5・6年生も利用したいと回答しています。

母親の就労状況別にみると、「利用している」はフルタイムが40.4%と最も高くなっています。

図表 2-33 【放課後児童クラブの利用状況と利用意向】（小学生）

単位：nは人、他は%

区 分		n	利用している	利用していないが、 できれば今後利 用したい	利用していないし、 今後も利用す るつもりはない	無回答
平成25年（全体）		524	23.9	15.5	59.4	1.3
平成30年（全体）		517	26.3	17.6	55.5	0.6
学 年 別	小学1年生	86	41.9	25.6	32.6	-
	小学2年生	98	38.8	21.4	38.8	1.0
	小学3年生	81	43.2	16.0	40.7	-
	小学4年生	79	34.2	11.4	53.2	1.3
	小学5年生	96	-	20.8	79.2	-
	小学6年生	77	-	7.8	90.9	1.3
母 親 の 就 労 状 況 別	フルタイム	136	40.4	15.4	43.4	0.7
	パート等	273	28.6	16.8	53.8	0.7
	休業中	4	25.0	50.0	25.0	-
	非就労	95	1.1	20.0	78.9	-

\*\*\*\*\*

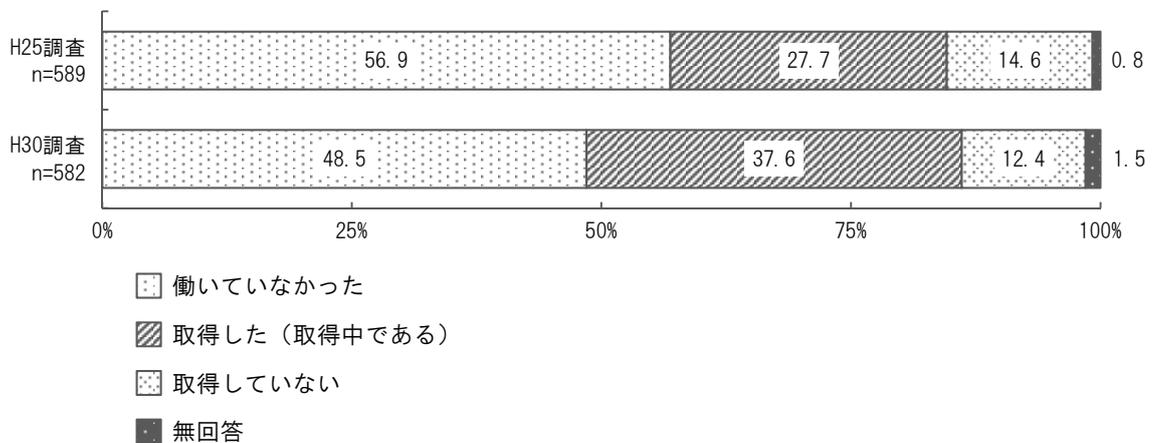
⑧ 育児休業等について（就学前児童保護者）

「あて名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか」の問いについて、母親では「働いていなかった」が48.5%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が37.6%、「取得していない」が12.4%となっています。平成25年との比較では、「取得した（取得中である）」が9.9ポイント高くなっています。

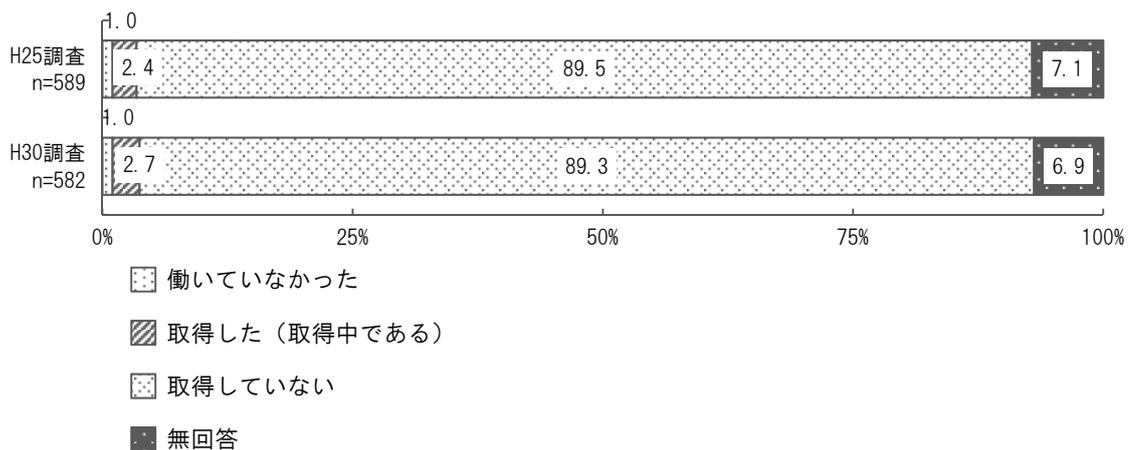
父親では、「取得していない」が89.3%を占めており、「取得した（取得中である）」はわずか2.7%（16人）となっています。平成25年から大きな変化はありません。

図表2-34【育児休業の取得状況】

就学前児童（母親）



就学前児童（父親）



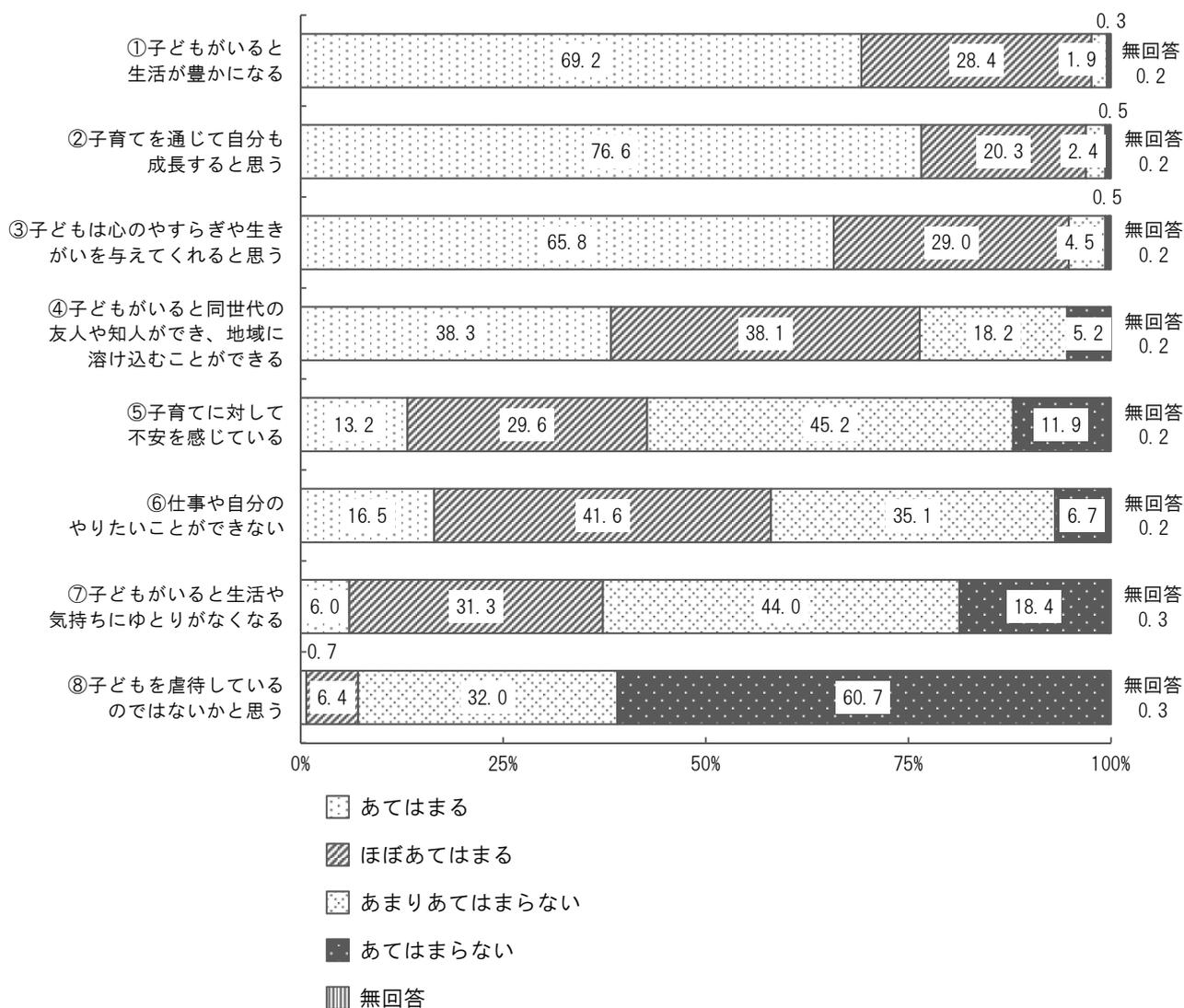


⑨ 子ども・子育て支援の充実のために

子育てに関する下記グラフの設問①～⑧について、「あてはまる」「ほぼあてはまる」「あまりあてはまらない」「あてはまらない」の4つから、最もあてはまるものをたずねました。

就学前児童では、①～④の項目について「あてはまる」が最も高くなっており、子どもの存在や子育てが人生に対してプラスに働いていると感じている方が多いことがわかります。⑤では、「あまりあてはまらない」45.2%、「あてはまらない」が11.9%で半数以上の保護者の方が子育てに対してあまり不安を感じていないことがわかります。また、⑥では「あてはまる」が16.5%、「ほぼあてはまる」が41.6%で半数以上が仕事や自分の時間をもてないと感じていることがわかります。さらに、⑧では0.7%の方が「あてはまる」、6.4%の方が「ほぼあてはまる」と回答しており、わずかですが虐待への不安をもつ保護者がいる状況です。

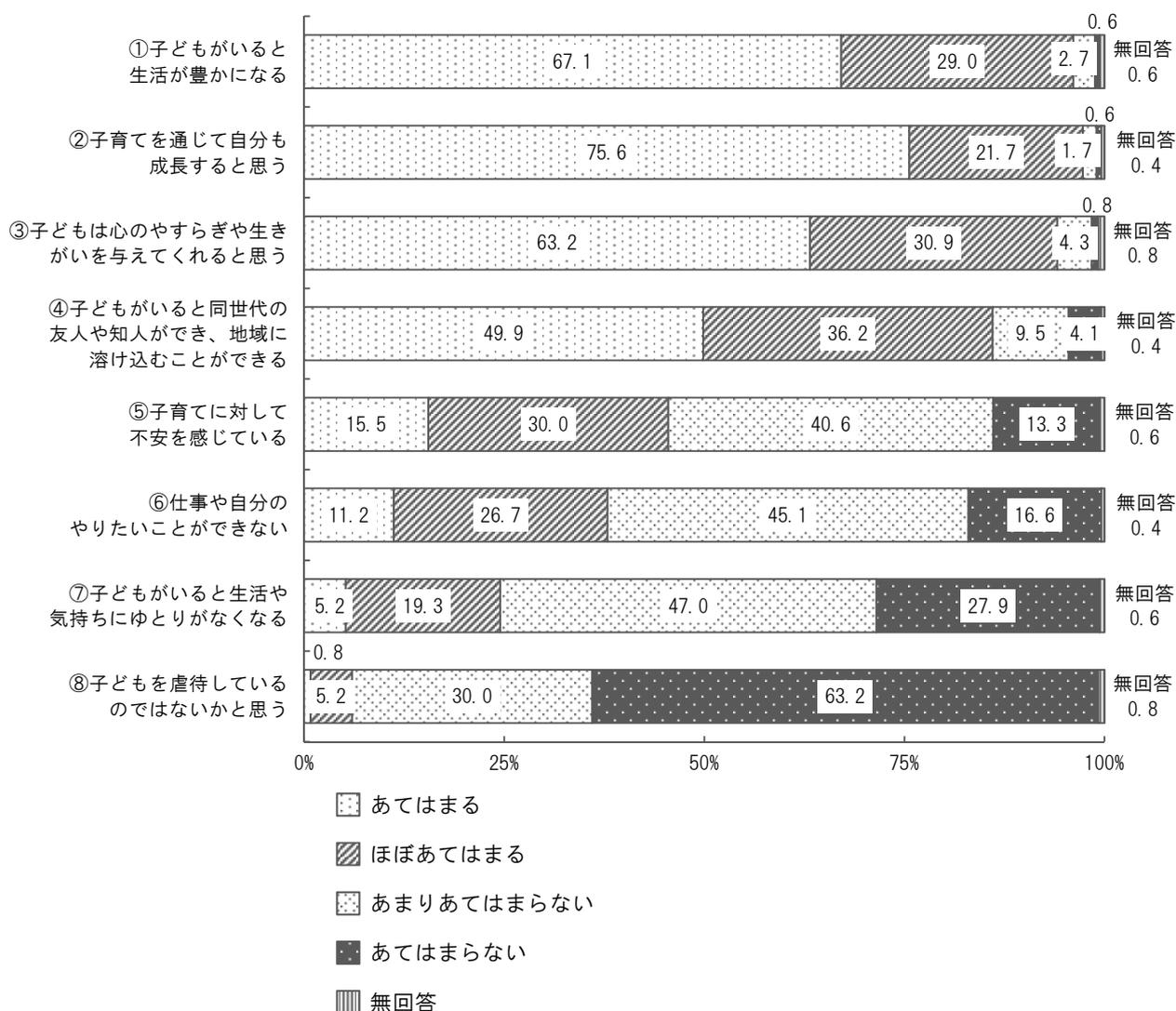
図表2-35【子育てに対して感じていること】(就学前児童)



\*\*\*\*\*

小学生では、①～④の項目については「あてはまる」が最も高くなっており、子どもの存在や子育てが人生に対してプラスに働いていると感じている方が多いことがわかります。⑤では、「あまりあてはまらない」が40.6%、「あてはまらない」が13.3%で半数以上の保護者の方が子育てに対してあまり不安を感じていないことがわかります。また、⑥では、就学前児童とは対照的に、「あまりあてはまらない」(45.1%)、「あてはまらない」(16.6%)が半数以上となり、子どもの成長に伴って、自分の時間や仕事をする時間が確保できている様子が見えかけます。さらに、⑧では0.8%の方が「あてはまる」、5.2%の方が「ほぼあてはまる」と回答しており、わずかですが虐待への不安を持つ保護者がいる状況です。

図表2-36【子育てに対して感じていること】(小学生)



\*\*\*\*\*

子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることとしては、就学前児童では、「子育てにより身体に疲れを感じる事」が50.3%と最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする事」が41.4%、「病気や発育・発達に関する事」が24.2%などの順となっています。

小学生では、「子ども同士の友だちづき合い（いじめ等を含む）に関する事」が41.6%と最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする事」が36.0%、「子育てにより身体に疲れを感じる事」が29.2%などの順となっています。

図表2-37【子育てをする上での不安や悩み】（複数回答）

単位：nは人、他は%

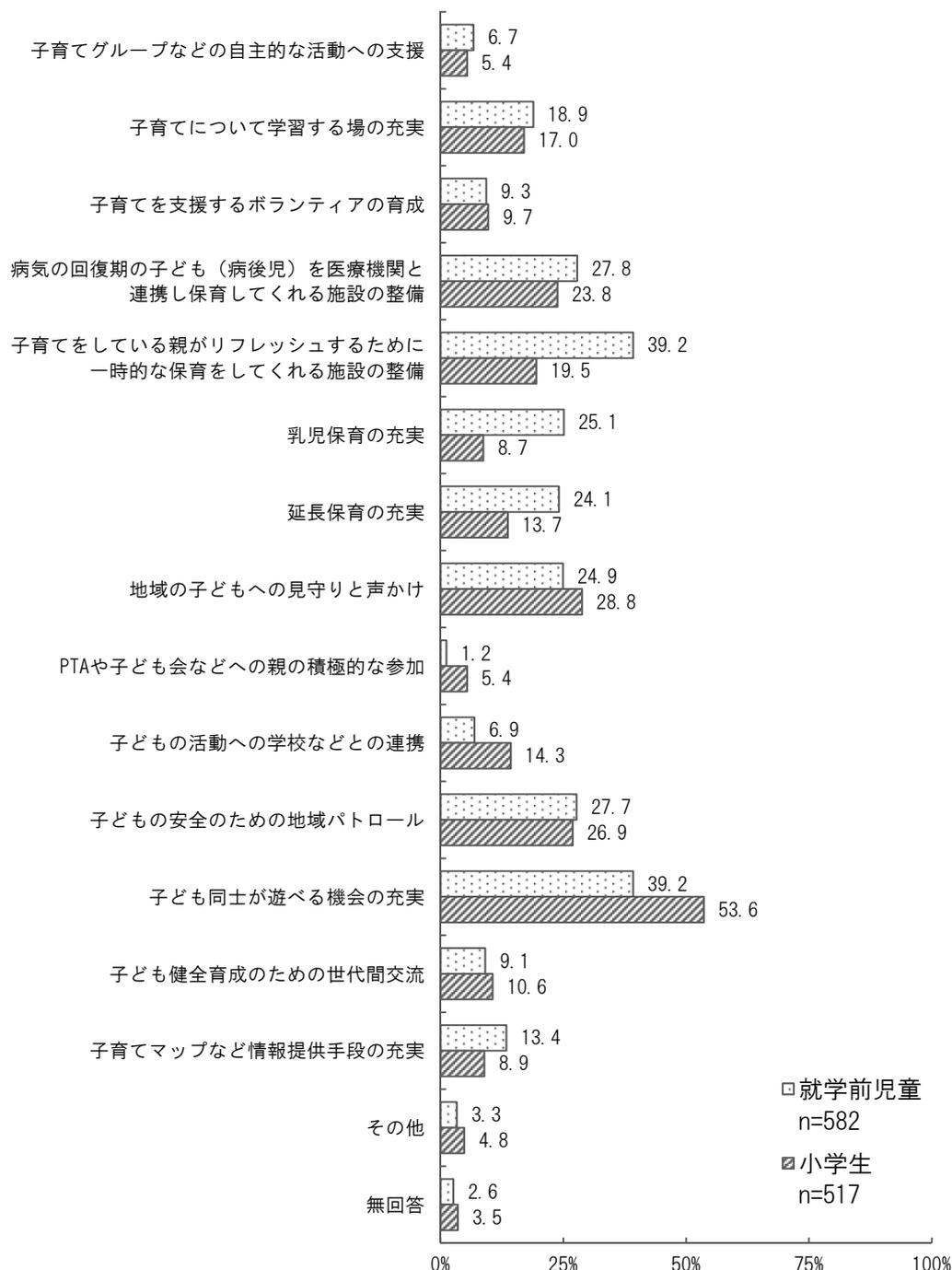
区分	n	子育てにより身体に疲れを感じる事	子育てが大変なことを身近な人が理解してくれない事	病気や発育・発達に関する事	育児の方法がよくわからない事	子ども同士の友だちづき合い（いじめ等を含む）に関する事	子どもを叱りすぎているような気がする事	子育ての不安を子どもにぶつけてしまう事	その他	無回答
就学前児童	582	50.3	9.8	24.2	13.6	23.5	41.4	15.6	12.2	9.3
小学生	517	29.2	8.7	23.4	8.5	41.6	36.0	9.9	14.7	9.7

\*\*\*\*\*

子育てについて今後必要と思われる取組（上位3つ）をみると、就学前児童では「子育てをしている親がリフレッシュするために一時的な保育をしてくれる施設の整備」及び「子ども同士が遊べる機会の充実」が39.2%と高く、次いで「病気の回復期の子ども（病後児）を医療機関と連携し保育をしてくれる施設の整備」が27.8%などの順となっています。

小学生では、「子ども同士が遊べる機会の充実」が53.6%と最も高く、次いで「地域の子どもの見守りと声かけ」が28.8%、「子どもの安全のための地域のパトロール」が26.9%などの順となっています。

図表2-38【子育てについて今後必要と思われる取組】（複数回答上位3つ）



## 4 すくすく子育て笑顔プランの評価

本計画については、令和元年度に実施した第一期計画における施策の実施状況に基づき、介護健康課、学校教育課、福祉児童課等の担当課が施策別にその取組の進捗状況を整理し、評価しました。

＜ 第一期計画における施策の進捗評価＞

施策名	事業数	目標達成	推進	現状維持	停滞	評価できず
計画全体	115	11	19	79	2	4
基本目標1 すこやかに生み育てるための環境づくり						
(1)親子の健康の確保と増進	20	0	0	19	1	0
(2)食育の推進	6	5	0	0	0	1
(3)小児医療等の体制の確保	5	0	0	5	0	0
(4)思春期の保健対策の充実	7	0	2	4	1	0
基本目標2 すべての子育て家庭を支える体制づくり						
(1)幼児期の教育・保育の充実	10	0	1	7	0	2
(2)地域における子育て支援の充実	10	0	1	9	0	0
(3)支援を要する子どもへの対応	10	0	4	6	0	0
(4)仕事と生活の調和	7	2	0	4	0	1
(5)子どもと家族の人権を守るための支援	4	0	1	3	0	0
基本目標3 子どもの学びと育ちを応援するまち						
(1)子どもの健全育成対策の充実	9	1	0	8	0	0
(2)教育環境の充実	10	0	5	5	0	0
(3)次代の親の育成	7	1	1	5	0	0
基本目標4 子どもが安心して過ごせる地域づくり						
(1)子どもの安全確保	6	0	4	2	0	0
(2)子育てに配慮した生活環境の整備	4	2	0	2	0	0

\*\*\*\*\*

## 5 課題のまとめ

住民の協力のもと実施したニーズ調査の結果から、本町における子ども・子育て支援の課題が浮かび上がってきました。本計画では、こうした課題の解決をめざして、子ども・子育て支援に関するさまざまな取組を検討し、推進していきます。

1. 核家族化やひとり親家庭など、家族の形態や家庭環境が変化する中で、どの家庭においても、協力者や支援が得られるよう、支援の充実や地域ぐるみの子育てが求められています。

2. 母親の就労率の上昇を背景に、保育園へのニーズはより一層高まることが想定されます。一方、幼児教育・保育の無償化が始まり、預かり保育を利用している方の幼児教育への要望も高まっているため、緊急時の利用も含め、多様化するニーズを考慮した事業体制の検討をしていく必要があります。

3. 地域の子育て支援事業や平成30年4月よりオープンした子育て世代包括支援センターに関しては、今後、より多くの子育て世帯の方に利用してもらえるよう、事業内容などの広報活動を強化し、相談者の立場に立ち、少しでも解決できる方策へ導く必要があります。

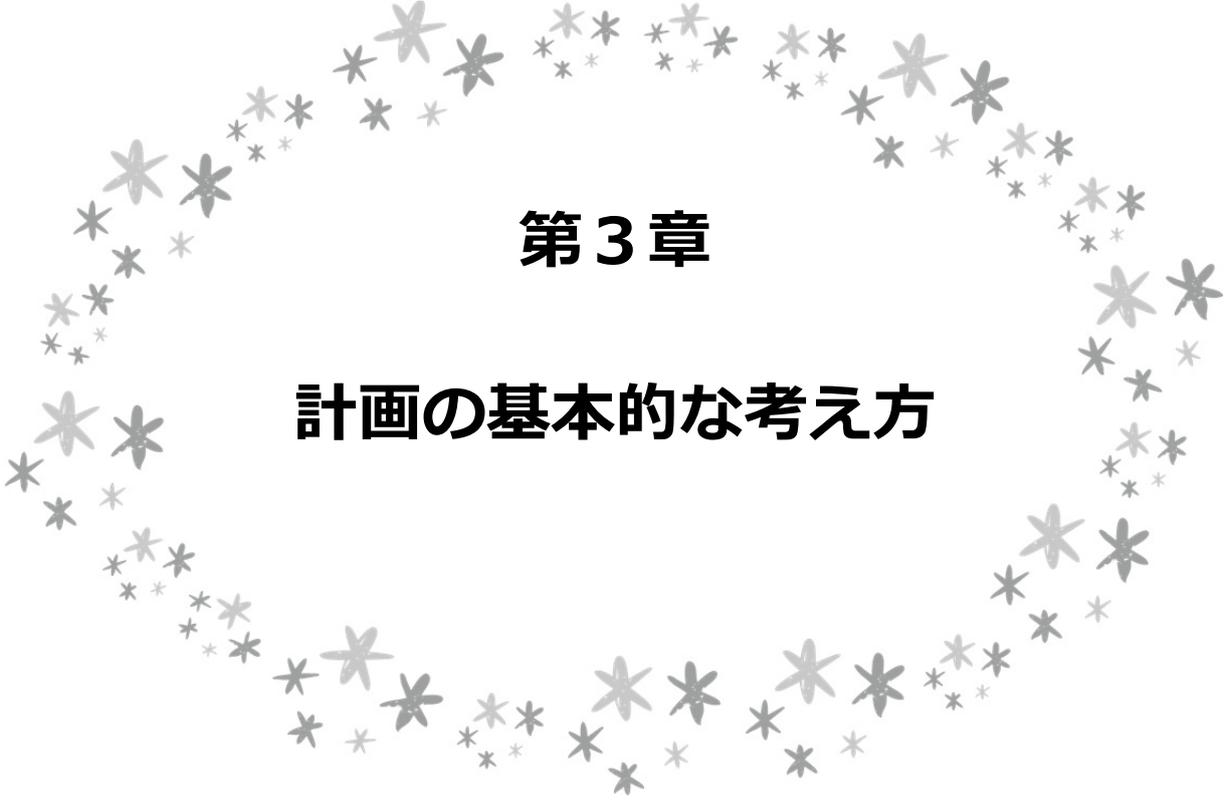
4. 子どもの放課後の過ごし方に関して、放課後児童クラブ・放課後子ども広場は一定の役割を担っています。今後はさらに子どもの成長に繋がる事業内容の充実を図るため、学校との連携による実施が求められます。また、建設予定である児童館で居場所の確保に努める必要があります。

5. 育児休業に関して、父親の育児休業取得率の向上をめざし、育児に対する意識の改革や取得しやすい職場環境となるよう整備を行い、父親の育児参加の促進を進める必要があります。

6. 育児疲れ、仕事や自分の時間を取れないという意見が多く挙がる現状において、母親がリフレッシュできる時間や、不安や悩みを打ち明けられる場所や時間、人とのつながりを確保できる子育て支援内容の検討が求められます。また、父親も含め親として自己肯定感を後押しできる施策が求められます。

7. 子どもが毎日いきいきと過ごしていけるよう、また保護者が地域の中で安心して子育てができるよう、地域が一体となった安全な環境・地域づくりを推進していく必要があります。





## 第3章

# 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

扶桑町次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念である「あしたの子どもを育てる輪と和」は、人と人とのつながりを通じて、子どもがのびのびと育ち、子育て家庭が安心して子どもを育てていける地域づくりをめざすものでした。

本計画の基本理念は、これらの精神を前提とした第一期計画における住民同士、住民と行政の協働による、より良い子育て環境の実現をめざした基本理念を継承し、これまでの取組をさらに強化・充実することをめざし、次のとおりとします。

#### 基本理念

### みんなの支え合いでつくる子どもの笑顔が輝くまち

子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果、ほとんどの保護者が、子どもの存在によって自分たちの人生が豊かになっていると感じていることがわかりました。子どもの笑顔は、親や家庭のみならず地域社会全体を明るく照らす光です。

扶桑町には、長年、守り育んできた自然や文化・伝統があり、あたたかい人と人とのつながりがあります。これらを背景に生まれ育った子どもたちの笑顔を見守り、育てていくのは地域社会の役目です。

子ども・子育てをめぐるさまざまな問題や課題は、地域社会全体で取り組む重要な課題であるという共通認識のもと、行政、学校、事業者、地域住民が、子どもたちが健やかに心豊かに育ち、子どもの笑い声が聞こえるまちとなるよう、子ども・子育て支援について協働で取り組んでいきます。

## 2 基本方針

### (1) 子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる環境整備

「父母その他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有する」という子ども・子育て支援法の基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、親が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような子ども・子育て支援を推進します。

### (2) 子どもの最善の利益の実現

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすという考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、サービスの推進を図る必要があります。

### (3) 多様なニーズへの対応

子ども・子育て支援に関するニーズ調査から、サービスについての拡充、改善などさまざまな要望が出されています。ニーズに対応したサービスの充実を図る必要があります。

### (4) すべての子育て家庭への支援

共働き家庭への子育てと仕事の両立支援だけでなく、子育ての孤立化への対応を含め、子育てをしている家庭への支援は非常に重要です。入園する前の子どもを育てている家庭を対象とした子育て相談、情報交換や交流、仲間づくりができる場所の提供、一時預かりなどが求められています。また、ひとり親家庭や核家族が増えており、家族の団欒も少なくなっています。そのため、孤立した子育て環境から自立した子育てが困難となり、子どもに対する虐待や、子どもの貧困に繋がることも少なくはありません。すべての子育て家庭が、安心して子育てができるようサービスの充実をめざしていく必要があります。

### (5) 地域福祉の推進

地域の人々が子どもの活動支援や見守りに参加し、地域コミュニティの中で子どもが育まれることは、子どもの健やかな育ちにとって重要です。放課後子ども教室など子どもの育ちを支える地域活動、子どもの見守り、ファミリー・サポート・センターなど、地域住民、ボランティア、NPO法人、学校などが協働して取り組んでいく必要があります。

### (6) ワーク・ライフ・バランスの推進

男性も女性もともに子育てに向き合えるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた社会的気運の醸成を図ることが必要です。



## (7) SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

SDGs (エス・ディー・ジーズ〈Sustainable Development Goals〉)とは、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標です。

SDGsでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざし、17の国際目標と169のターゲット(指標)が掲げられています。

17の国際目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。そのため、本町では各計画を推進する基本姿勢として、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組むこととしています。また、SDGsの「誰一人取り残さない」という考えは、「みんなの支え合いでつくる子どもの笑顔が輝くまち」を基本理念とする扶桑町子ども・子育て支援事業計画「すくすく子育て笑顔プラン in Fuso」のめざすべき姿にも当てはまるものです。そのため、本計画の4つの基本目標における施策を推進するにあたってはSDGsを意識して取り組み、行政、学校、事業者、地域住民など地域社会全体で協働し、子どもの最善の利益が実現される社会をめざします。



### 3 基本目標

基本理念の「みんなの支え合いでつくる子どもの笑顔が輝くまち」をめざし、次の基本目標を掲げ施策を推進していきます。

#### 基本目標1 すこやかに生み育てるための環境づくり

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことは、誰もが抱く共通の願いです。

子どもが心身ともに健やかに生まれ育つよう、妊娠から出産、乳幼児期に至るまでのきめ細かな母子保健サービスの提供と小児医療体制の確保に努めます。また、子どもの発達段階に応じた食に対する配慮、思春期の子どもへの性教育、こころの健康づくりなどに取り組んでいきます。

<施策の方向性>

- 親子の健康の確保と増進
- 食育の推進
- 小児医療等の体制の確保
- 思春期の保健対策の充実



#### 基本目標2 すべての子育て家庭を支える体制づくり

子育て家庭を孤立させないことは、地域の子育て支援の基本といえます。

すべての親が喜びを感じながら、安心して子育てができるよう、幼児期における教育・保育の充実と、多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図ります。また、育児不安の軽減、子どもに対する虐待の防止、子どもの貧困など担当課による単独解決が困難な問題においては、関係機関との連携を強化し施策を推進していきます。さらに、住民一人ひとりがより豊かな人生をめざし、仕事と生活の調和を意識して働き方を見つめ直せる気運を高めていきます。

<施策の方向性>

- 幼児期の教育・保育の充実
- 地域における子育て支援の充実
- 支援を要する子どもへの対応
- 仕事と生活の調和
- 子どもと家族の人権を守るための支援





### 基本目標3 子どもの学びと育ちを応援するまちづくり

家庭、学校、地域など社会のあらゆる場面で、学習や遊びを通して人間関係が築かれ、子どもの想像力や豊かな人間性が育まれます。これからの本町を担う子どもたちが明るい希望を抱き、自分の力でたくましく育っていけるよう、家庭と学校、地域が一体となって子育て支援を行い、子どもの視点に立ったまちづくりをめざします。

<施策の方向性>

- 子どもの健全育成対策の充実
- 教育環境の充実
- 次代の親の育成



### 基本目標4 子どもが安心して過ごせる地域づくり

外で遊ぶ子どもの声は、地域を活気づかせます。子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれないよう、安心して快適に暮らせる生活環境を、地域住民と行政の協働により築いていきます。

<施策の方向性>

- 子どもの安全確保
- 子育てに配慮した生活環境の整備

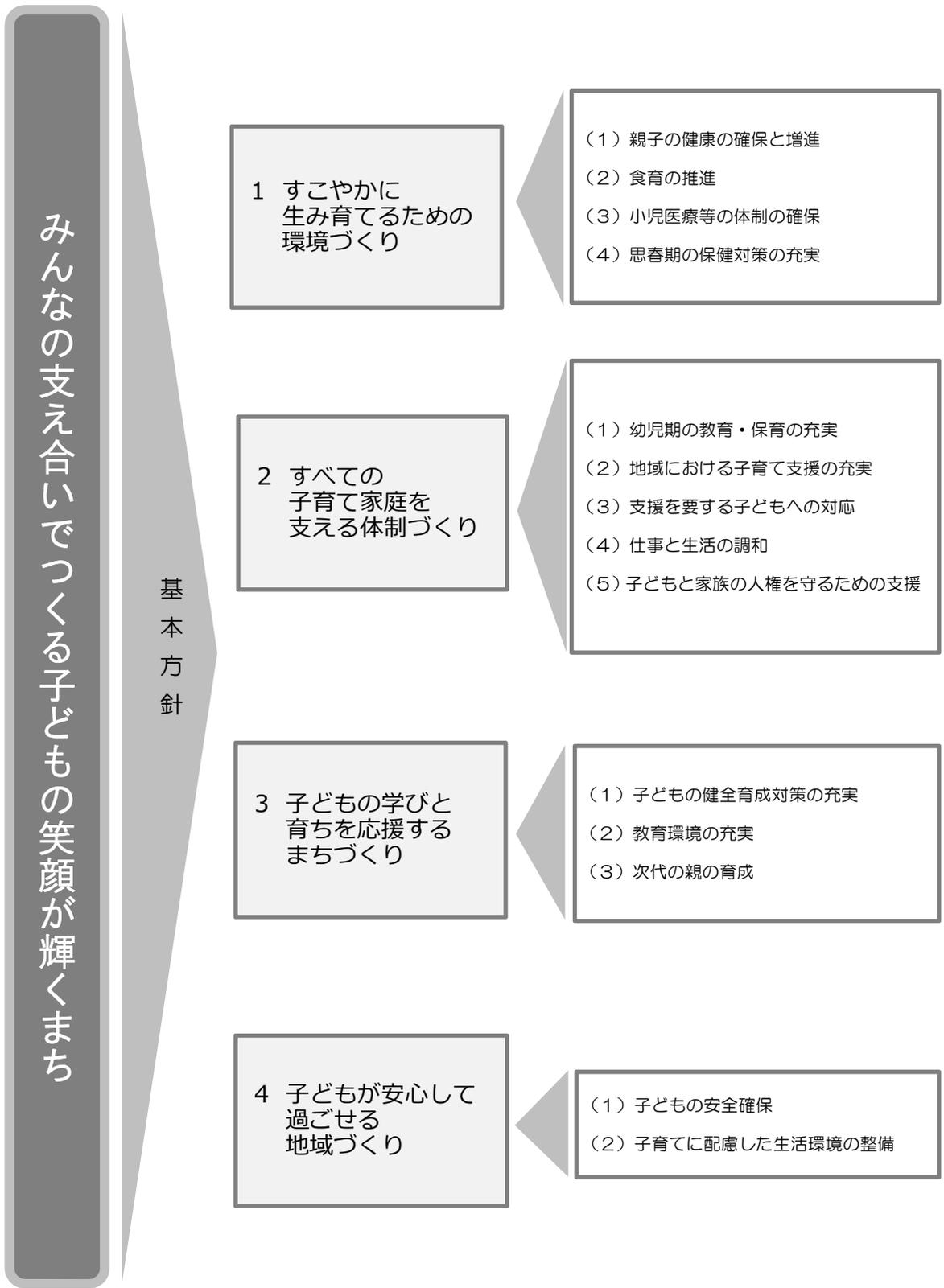


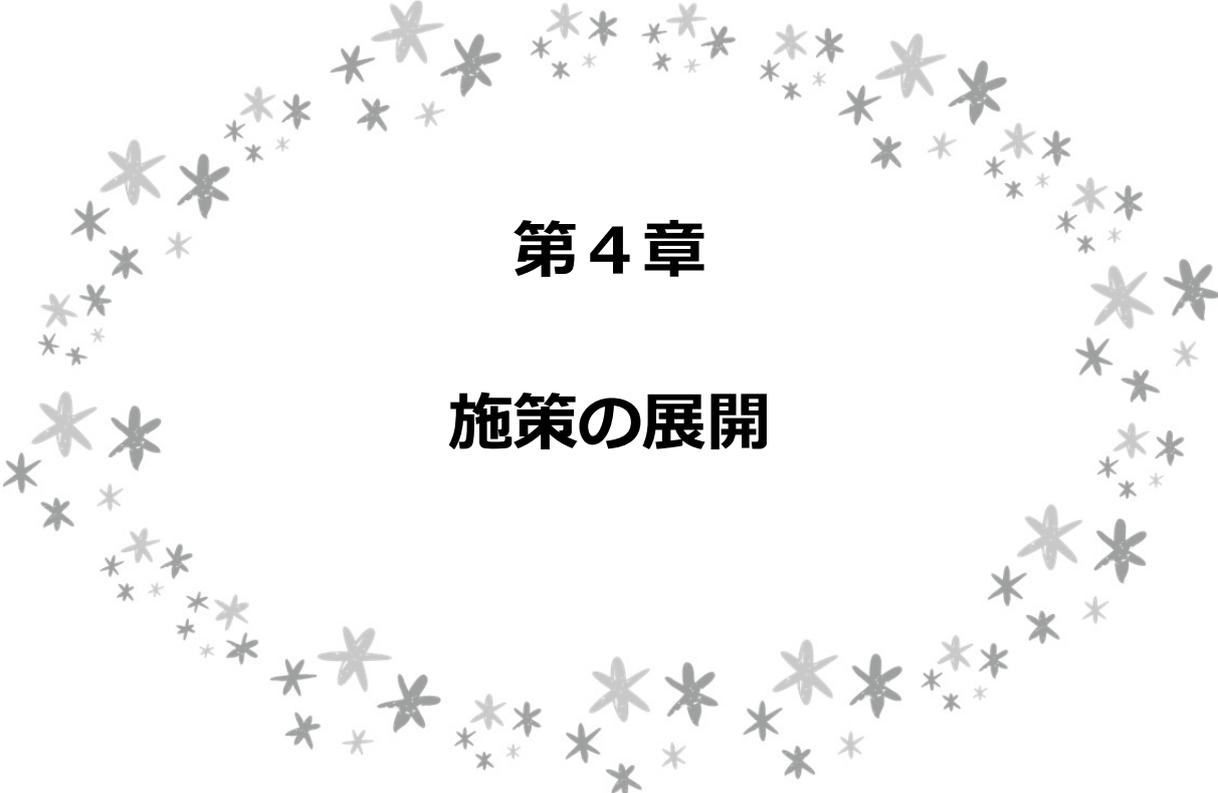
# 4 施策体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】





**第4章**

**施策の展開**



\*\*\*\*\*

## 第4章 施策の展開

本章は、4つの基本目標をもとに、令和6年度までの各事業が推進する具体的な実施計画を示します。

### 基本目標1 すこやかに生み育てるための環境づくり

#### (1) 親子の健康の確保と増進

妊娠から出産、子育て期と切れ目のない子育て支援を行い、子どもと親のこころと身体の健康確保に努めるとともに、主体的な健康づくりを推進します。また、本計画より新たに6事業を基本目標1に位置づけ、妊娠から子育てにわたり、悩みを持つ方への相談体制と子どもと親の健康増進の強化に努めます。

##### ① 安全な妊娠と出産への支援

施策	事業内容	担当課
■ミニママクラス (母子健康手帳の交付)	妊娠・出産・育児までの健康状態等を記録する母子健康手帳を交付するとともに、母子保健事業を紹介し、各種教室や相談を実施するなど妊娠初期の保健指導を通じ、安全な妊娠と出産への支援を行います。また、今後は新規記載の妊婦相談事業と合わせて事業を継続実施します。	介護健康課
■妊産婦健康診査	妊婦健康診査では、健やかな妊娠経過と安全な分娩のため、感染症、妊娠高血圧症候群、貧血などの早期発見と、胎児の発育確認を行います。また、産婦健康診査では産後の体調回復、産後うつ症状の確認を行います。	介護健康課
■妊婦歯科健診	妊娠は、口腔環境の悪化の要因であり、口腔環境の悪化による、早産や低出生体重児の出産を防ぐため、歯科健診を実施します。また、今後は歯科健診、受診勧奨だけでなく、歯科衛生士による歯科指導を合わせて実施します。	介護健康課
■ぱぱママクラス	妊婦及び家庭を対象に、出産・育児に向けての準備として、妊婦体操・分娩経過（呼吸法）、妊娠中の栄養、貧血予防食の調理実習と試食や沐浴・調乳・妊婦体験などを行います。また、妊婦や家族同士の交流や友達づくりの場となるよう実施します。	介護健康課
■一般不妊治療の助成	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を行います。	介護健康課

施策	事業内容	担当課
■不妊・妊活相談 【新規】	母子健康手帳交付時や妊娠期間を通し、支援の必要な妊婦に対し面談による相談を行います。 なお、母子健康手帳交付時は妊娠届でアンケートを用い行い、面談後はリスクの判定を行い、今後の支援計画につなげます。	介護健康課
■その他の訪問指導 (妊産婦) 【新規】	妊娠届のアンケートでハイリスクと判定された妊産婦のうち訪問指導を希望する方に対し、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問とは別に家庭訪問を実施します。	介護健康課

② 母子の健康の保持と増進

施策	事業内容	担当課
■乳幼児健康診査	4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象にした乳幼児健康診査・歯科健診及び、2歳児・2歳6か月児を対象にした歯科健診を行います。実施にあたっては、待ち時間の工夫など、受診しやすい体制の整備に努めます。また、経過観察を必要とする子どもに対しては、電話や訪問による事後フォローを続け、途切れない支援をめざします。	介護健康課
■訪問事業	(乳児家庭全戸訪問事業) 生後3か月までの乳児のいるすべての家庭を対象として、助産師または保健師が家庭訪問し、乳児の発育状況と、母親の健康状態の確認を行います。母親の心身の負担、育児に対するさまざまな不安や悩みを直接聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけることにより、乳児を健やかに育成できる環境を整備するよう努めます。	介護健康課
	(その他の訪問事業) こんにちは赤ちゃん訪問事業や乳幼児健康診査、関係機関からの連絡等により把握された育児不安の状態にある保護者や定期的に見守りが必要な家庭を対象として、必要に応じて保健師等が指導・助言を行います。	介護健康課
■予防接種の知識の普及と接種勧奨	乳幼児健康診査や相談・教室などの機会を通して、予防接種の知識の普及と未接種者への接種勧奨を図ります。	介護健康課

\*\*\*\*\*

施策	事業内容	担当課
<p>■ 育児相談の実施</p>	<p>(乳幼児相談) 乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児の成長や健康状態を確認する身体計測のほか、保健師・助産師・栄養士による育児相談、母乳・断乳・離乳食・アレルギーなどの栄養相談、家族計画相談を実施します。子ども同士及び保護者同士の交流の場となるよう実施します。</p>	<p>介護健康課</p>
	<p>(3歳児健康相談) 3歳児健診の事後フォローとして、視覚・聴覚の確認と育児・健康相談を実施します。</p>	<p>介護健康課</p>
	<p>(面接健康相談) 保健師・栄養士などによる面接相談を随時実施します。必要な場合は専門機関等を紹介するなど適切な支援に努めます。</p>	<p>介護健康課</p>
	<p>(心理育児相談) 幼児の保護者を対象に、心理士による育児・発達相談を行い、子どもの健やかな成長と保護者の育児に関する悩みや不安の解消に努めます。</p>	<p>介護健康課</p>
	<p>(支援センター育児相談) 必要に応じ子育て支援センターにて、育児や健康に関する相談を行います。子育て中の保護者が集い交流を図る場であるため、個別・グループ相談など保護者の希望に合わせて対応します。</p>	<p>福祉児童課 介護健康課</p>
<p>■ 教室の実施</p>	<p>(赤ちゃん教室) 育児不安の解消と子育てに関する正しい知識の普及を目的に、乳児の発育の節目に合わせて赤ちゃん教室を開催します。</p>	<p>介護健康課</p>
	<p>(幼児教室) 2歳6か月児歯科健診、3歳児健診の事後フォローとして、希望者に育児相談や親子遊びなどを紹介する教室を開催し、子どもの健やかな成長と保護者の育児に関する不安や悩みの解消に努めます。</p>	<p>介護健康課</p>
	<p>(予防接種説明会) 転入者を対象に、予防接種予診票の交付と予防接種の受け方を説明するとともに、本町の保健事業の紹介や育児相談なども行います。転入者同士の知人・友達づくりの場となるよう実施します。</p>	<p>介護健康課</p>
	<p>(健康教室) 保健師等が子育て支援センター等へ出向いて健康教育を実施します。子どもの発達と感染症についての講義のほか、保健事業の紹介や育児・健康相談なども行います。</p>	<p>介護健康課</p>
	<p>(ひまわりっ子) 1歳6か月児健診・2歳児歯科健診の事後フォローとして、希望者には育児相談や親子遊びなどを紹介する教室を開催し、子どもの健やかな成長と保護者の育児に関する不安や悩みの解消に努めます。</p>	<p>介護健康課</p>

\*\*\*\*\*

施策	事業内容	担当課
<p>■子育て世代包括支援センター（母子型）設置【新規】</p>	<p>妊娠前、妊娠、出産、子育て期にわたり、切れ目のない支援を実施し、予防的な関わりや問題の早期発見・早期対応に努めます。</p>	<p>介護健康課</p>
<p>■バースデイコール【新規】</p>	<p>出産後早期の不安軽減のため、保健師・助産師等が産婦に電話連絡し、育児相談を行う。また、乳児家庭全戸訪問のスムーズな実施のために事前連絡も行います。</p>	<p>介護健康課</p>
<p>■養育支援訪問【新規】</p>	<p>乳児家庭全戸訪問の実施結果や母子保健事業において養育支援を必要とする家庭に対し、保健師・助産師等が家庭訪問を実施し養育に関する指導、助言を行います。</p>	<p>介護健康課</p>
<p>■産後ケア事業【新規】</p>	<p>産婦が身体的な回復と心理的な安定を促進するとともに、健やかな育児ができるよう支援を行います。</p>	<p>介護健康課</p>

\*\*\*\*\*

**(2) 食育の推進**

毎日の食事によって、身体がつくられ、食事の質によって健康の質が決まります。生涯にわたって健康で暮らしていくためには、“食”に対する関心や配慮が重要です。そこで、子どもが家庭や地域において、よりよい食生活を送れるよう、また、正しい知識を得ることで“食”への関心が高まるよう、さまざまな場面での食育を推進します。

**① 家庭・地域における食育**

施策	事業内容	担当課
■食に関する正しい知識の普及	家庭・地域において、よりよい食生活が実践されるよう、学校を通じての給食だより等の発行をはじめ、食に関する正しい知識の普及や食育の啓発を行います。	学校教育課
■「早寝早起き朝ごはん」の推進	適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠といった生活習慣を、子どもが身につけられるよう、「早寝早起き朝ごはん」を啓発します。また、健診時の問診票を利用した起床時間、朝ご飯の摂取状況の確認は継続実施します。	介護健康課
■夏休み親子料理教室の充実	栄養や食生活に関する正しい知識を学ぶ目的として、また郷土料理や地産地消の観点からも親子で楽しみながら料理づくりを体験する夏休み親子料理教室を開催します。	学校教育課

**② 保育園・幼稚園、学校における食育**

施策	事業内容	担当課
■保育園における食育の推進	食習慣の基礎を培う時期となる保育園等においては、給食試食会、クッキングなどさまざまな機会を活用して、栄養士の食育指導により食育を推進します。	福祉児童課
■学校における食育の推進	児童生徒が食に関する正しい知識と自らの食を自分で選択する判断力を身につけ、望ましい食習慣が確立できるよう、授業や特別活動をはじめ、学校給食を生きた教材としながら、食育を推進します。	学校教育課
	小学校期に特産品の守口大根の栽培、つけ込み等を行い、食に関する知識の醸成に努めます。また、地産地消や食育を推進します。	産業環境課

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

### (3) 小児医療等の体制の確保

安心して子育てができる環境として、小児医療をはじめ子どもの命・健康を守るための体制を整えることは重要です。保護者に対し、小児医療体制の仕組みや相談窓口などの周知を図るとともに、医療関係者などとの連携を図りながら、小児医療体制の整備、充実を推進します。

#### ① 小児医療体制を守るための取組

施策	事業内容	担当課
■ 病気と受診に関する知識の普及・啓発	乳児の病気と医療機関のかかり方について、説明などを行い、正しい知識の普及・啓発を図ります。	介護健康課
■ 電話相談の周知	小児救急医療提供による医療機関への過重な負担を軽減するため、子どもの急な病気や事故、薬に関する心配についての電話相談である小児救急電話相談（#8000）のPRを子育て支援ガイドブック、広報、ホームページなどを通じて行います。	福祉児童課 介護健康課

#### ② 小児医療の充実

施策	事業内容	担当課
■ 小児医療体制の確保	町と地域の医療関係者相互の連携を強化し、適切な小児医療サービスを提供できる体制の整備に努めます。また、広域的な連携のもとで休日や夜間の診療体制の整備を図ります。	介護健康課
■ 子ども医療費の助成	医療費面での子育て支援として、中学3年生までの子どもを対象に、医療費の助成を行います。今後も安心して医療が受けられるよう継続していきます。	住民課
■ 未熟児養育医療の助成	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院が必要な未熟児に対して、入院に伴う医療費の自己負担額と食事療養費の助成を行います。	住民課

\*\*\*\*\*

## (4) 思春期の保健対策の充実

思春期は、子どもから大人への過渡期であり、子どもたちのこころや身体のバランスに変化が起こる影響から、さまざまな問題が生じる時期といえます。この時期の問題とその対応が、将来の結婚生活や健康に大きな影響を与えると考えられます。また、母性、父性を育成するうえでも重要な時期といえます。

このような思春期における健康づくりや性に関する基本的な正しい知識の普及、悩みに関する相談・支援体制の充実を図ります。

### ① 性に関する正しい知識の普及

施策	事業内容	担当課
■性の尊重に関する教育の推進	思春期の子どもたちに対し、科学的な性知識を教えるとともに、人間尊重や男女平等などの精神を培う教育を推進します。また、個に応じた相談・指導体制の確立をします。	学校教育課
	保健体育などの授業において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※（性と生殖に関する健康と権利）の観点に立った性教育を引き続き、推進します。	学校教育課
■HIV（エイズ）・性感染症防止対策の充実	HIV（エイズ）・性感染症の予防に関する情報提供、学校における教育などを通じて、性に関する正しい知識の啓発に努めます。引き続き啓発を行います。	学校教育課
■スクールカウンセリングの充実	小中学生の悩みについて適切に対応するため、スクールカウンセラーによる相談体制の充実に努めます。	学校教育課

※「リプロダクティブ・ヘルス」とは、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的、精神的にも社会的にも良好な状態であることを指します。また、「リプロダクティブ・ライツ」とは、性や子どもを産むことに関して自分の意志が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことです。

### ② 思春期における健康の確保

施策	事業内容	担当課
■飲酒・喫煙・薬物乱用防止への教育の推進	学校と保健センターの連携により、保健体育や特別活動の時間において、飲酒・喫煙・薬物乱用がもたらす健康への影響などについての正しい知識を伝え、その防止に努めます。	学校教育課 介護健康課
■歯科保健対策の推進	小中学校において、歯科保健に関する意識を高めるための啓発を行います。	学校教育課
■運動に関する指導の充実	小中学校において、安全に運動を行うよう、日常的な運動習慣の定着をめざした指導を行います。また、体力テストの結果分析により、体育授業の充実を図ります。	学校教育課

## 基本目標2 すべての子育て家庭を支える体制づくり

### (1) 幼児期の教育・保育の充実

保護者をはじめ家族の就労形態の多様化により幼児期の教育・保育は柔軟な対応が求められています。また、子どもが成長していく過程において周囲との関わりや学びは、子どもの将来に大きな影響を与えます。そのため、保育園や幼稚園に対して、将来にわたる人間形成の場として、また、教養を身につける場としても期待が高まっています。こうしたニーズに対応できるよう、子ども自身のしあわせを第一に考えながら各種子育て支援サービスの充実を図ります。

#### ① 幼児期の教育・保育の充実

施策	事業内容	担当課
■ 幼児期の教育・保育の充実	適正な入所定員の確保に努め、すべての幼児ができる限り希望する施設型給付を受ける幼稚園・保育園に入所できる体制をめざすとともに、幼児の教育につきましても学校教育課と連携を図ります。	福祉児童課 学校教育課
■ 保育・教育機関の連携	町内の保育園・幼稚園について、合同で行事を実施することにより保育士と幼稚園教諭の相互交流を図ります。 また、保育園・幼稚園から小学校への円滑な移行を図れるよう、連携を強化していきます。それに伴い保育士による訪問事業や教諭との共同研修を実施し、相互交流の機会を設けることで、情報の共有化を図ります。	福祉児童課 学校教育課
■ 時間外保育（延長保育）の充実	利用者のニーズに対応できるよう、適正な職員配置を行うなど、体制の整備に努めます。	福祉児童課
■ 保育施設の充実	安全面や設備等、良い環境での保育ができるよう、保育施設の充実を図ります。	福祉児童課
■ 幼稚園の預かり保育の充実	保護者の多様な就労形態に対応できるよう、私立幼稚園に対し預かり保育の協力を要請します。	福祉児童課
	保護者の多様な就労形態に対応出来るよう、私立幼稚園の実情把握に努めます。	学校教育課

\*\*\*\*\*

## ② 緊急時における教育・保育の充実

施策	事業内容	担当課
■一時預かり事業の充実	保護者の疾病等により一時的に家庭での育児が困難な場合、または育児疲れから育児負担を一時的に軽減したい場合などに、子どもを保育園等に預ける一時預かり事業の充実を図ります。	福祉児童課
■病児・病後児保育の充実	病気やけがの回復期にある児童が、集団や家庭で保育できない時に、医療機関等で預かる病児・病後児保育は、仕事と子育ての両立を図る上で重要なサービスです。ニーズに対応できるよう医療機関の協力を得ながら、事業を実施します。	福祉児童課
■子育て短期支援事業（ショートステイ）の周知と拡充	保護者の疾病、育児疲れ、冠婚葬祭等により、一時的に家庭で子どもを養育できない場合に、乳児院、児童擁護施設等において数日間、宿泊で預かる子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用を周知し、広域的な利用を促進します。	福祉児童課

## ③ 経済的支援の充実

施策	事業内容	担当課
■保育料の軽減	子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図るため、本町保育園の保育料及び施設型給付を受ける幼稚園の利用料を国の徴収基準額より軽減します。また、今後も保護者の経済的負担の軽減に配慮して検討します。従来型の幼稚園の利用料の軽減については幼稚園就園奨励費補助を実施し、保護者の経済的負担に配慮します。 また、令和元年10月から幼児教育・保育事業無償化に伴い、3歳から5歳までの保育料の無料化を実施しています。	福祉児童課 学校教育課
■就学援助費の支給	子どもの貧困が問題視されている現状において、すべての子どもが学習の機会を得られるよう、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し就学に必要な経費の一部を援助する就学援助費支給制度の周知に努めます。	学校教育課
■実費徴収に係る補足給付事業	令和元年10月から幼児教育・保育事業無償化に伴い、新制度に移行していない未移行幼稚園において、実費徴収に係る副食費に要する費用等に対して低所得世帯等を対象に費用の一部を補助します。	学校教育課

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

## (2) 地域における子育て支援の充実

核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化により、子育てについての支援や協力を得ることが困難となり、子育ての孤立化が問題となっています。そのため、保護者の子育てに対する負担感、不安感が高まっています。保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、かつ保護者同士や地域住民との交流を通して、子育ての経験や不安を共有できることが重要です。誰もが安心して子育てができるよう、身近な地域における子育て支援の充実を図ります。

### ① 情報提供・相談体制の充実

施策	事業内容	担当課
■子育て支援ガイドブックの充実	子どもや子育てに関する情報が、必要としている方に確実に届くよう、子育て支援ガイドブックの充実を図ります。	福祉児童課
■インターネットによる情報提供の充実	保育園、小中学校の情報などホームページの子育て支援情報の内容の充実を図り、制度改正等を掲載します。	福祉児童課 学校教育課
■相談窓口の充実	子どもや保護者からのさまざまな相談に対応するため、各種相談事業の周知に努め、充実を図ります。また、スクールソーシャルワーカーと子育て世代包括支援センターの子育て支援員、母子保健型の保健師福祉サービスなど各種相談事業を利用した連携を強化します。	介護健康課 福祉児童課 学校教育課
■教育相談体制の充実	不登校、いじめ、ひきこもり、学校生活、親子関係などの多様な相談に適切に対応できるよう、適応指導教室あいあいにおける教育相談の充実を図ります。	学校教育課
■民生委員・児童委員、主任児童委員活動の活性化	民生委員・児童委員、主任児童委員が、地域の身近な相談役としての役割を十分果たせるよう、地域活動の情報提供、地域活動参加機会の提供等を通じて、地域との連携や地域課題の把握を容易にし、活動の活性化を支援します。	福祉児童課
■地域における相談体制の充実	子育て支援センター、子育て世代包括支援センターで保育園等の子育て支援に関する相談を行います。また必要に応じて各種専門相談機関との連携を図ります。	介護健康課 福祉児童課

\*\*\*\*\*

## ② 地域における子育て拠点の充実

施策	事業内容	担当課
■地域子育て支援拠点事業の充実	子育て不安の緩和等をめざし、2か所ある内1か所の子育て支援センターを（仮称）多機能児童館等完成後に移行し、地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。	福祉児童課
■園庭の開放	保育園が有する子育ての専門性を生かし、就園前の子どもを持つ保護者への相談や指導、親子の交流の場として園庭の開放を行います。	福祉児童課

## ③ 住民主体の活動支援

施策	事業内容	担当課
■子育てサークル等への支援	地域住民、ボランティアなどが主体となって運営する子育てサークルのサポートを行います。また、おもちゃの貸し出しや会場提供などを行い、継続的な活動を側面的にサポートします。	福祉児童課
■ファミリー・サポート・センター事業の充実	ファミリー・サポート・センター事業は、住民自らがサービス提供者となる新しい形の援助システムです。積極的な周知活動により利用促進を図るとともに、住民の相互援助に対する意識の醸成を推進し、地域住民とも連携し利用の拡大をめざします。また、会員数を増やすため、広報紙やインターネット等に掲載をし、ニーズにあった利用ができるよう情報提供をします。	福祉児童課

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

### (3) 支援を要する子どもへの対応

子どもの心身の障害や、ひとり親家庭などの状況により、自立した子育てが困難な家庭があります。また、経済状況により、生活困窮となる子どもへの支援が必要です。すべての子どもがいきいきと暮らすことができ、保護者が必要な時に協力を得られ、かつ自立した子育てができるよう支援することは重要です。そのため、保護者、子どもの個々の状況やニーズをとらえ、きめ細かな支援を行います。

#### ① 障害のある子どもの保育・教育の充実

施策	事業内容	担当課
■障害児保育の充実	障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に保育する統合保育を推進し、ともに子どもの発達を促します。同時に、障害のある子どもと障害のない子どもの相互理解によるノーマライゼーション理念 <sup>※1</sup> の浸透を図ります。このため、加配保育士の配置、職員の研修等の充実を図ります。	福祉児童課
■発達障害早期発見のための支援	発達に遅れのある子どもとその保護者を対象に健診事後フォロー教室や、心理育児相談を実施し、早期療育に移行できるよう支援をします。	介護健康課
■児童発達支援事業の充実	早期療育のための児童発達支援事業所として、つくし学園が設置されており、今後とも、療育内容の充実に努めていきます。言語訓練等、個々に対する支援プログラムづくりを引き続き行います。	福祉児童課
■放課後等デイサービス事業の利用支援	障害のある就学児童が放課後を安心して過ごせるように、放課後等デイサービス事業の利用についての支援をするとともに事業所の把握に努めます。	福祉児童課
■療育支援体制の確立	保護者の不安の解消を図るとともに、適切な療育相談や福祉サービスの情報提供が行われるよう、療育講座を開催するとともに、福祉児童課、保健センター、保育園、学校、医療機関、障害福祉事業所など、関係機関と連携を行い、適切な対応に努めます。	福祉児童課
■障害のある子どもを持つ保護者への支援	子どもの障害は、親にとっても精神的な負担が非常に大きく、継続的な心の支援が求められます。ピアカウンセリング <sup>※2</sup> の場の提供等を通じて精神的負担の軽減に努めます。	福祉児童課
■インクルーシブ教育の充実	障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うインクルーシブ教育 <sup>※3</sup> を推進します。学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含め、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。また、通常学級での、支援の必要な児童・生徒への特別支援員の配置を進めます。	学校教育課

※1 「ノーマライゼーション理念」とは、1950年代、デンマークのバンク-ミケルセンが提唱した理念であり、障害者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現をめざす考え方です。

※2 「ピアカウンセリング」とは、同じ職業や障害を持っているなど、同じ立場にある仲間同士によって行われるカウンセリングのことです。また、『ピア』とは『仲間』という意味です。

※3 「インクルーシブ教育」とは、障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けることで、共生社会の実現に貢献しようという考え方です。

\*\*\*\*\*

② ひとり親家庭の自立支援の充実

施策	事業内容	担当課
<p>■ひとり親家庭の自立支援</p>	<p>子どもの貧困対策も含め、ひとり親家庭の生活の安定を図り、医療費の助成など経済的な支援を継続して実施するとともに、自立に向けた就業支援のため、各種制度の周知、保育サービスの充実、関係機関と連携した相談体制の強化に努めます。</p>	<p>福祉児童課</p>
<p>■ひとり親家庭に対する情報提供</p>	<p>ひとり親家庭のためのパンフレットを配布するなど情報提供の充実を図り、必要なサービスの利用を促進します。</p>	<p>福祉児童課</p>
<p>■ひとり親家庭に対する就業支援</p>	<p>保護者の経済状況は子どもの生活に影響します。子どもが貧困に陥ることがないように、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。また、自立支援訓練給付金事業と高等技能訓練促進費事業の周知を図り、就業支援に努めます。</p>	<p>福祉児童課</p>

## (4) 仕事と生活の調和

ワーク・ライフ・バランスを重視し、住民一人ひとりが充実した生活を送れることが求められています。「仕事」は、個人の暮らしを支え、経済的に自立することは、企業や社会全体の活力と成長力を高めます。同時に、子育てや介護、地域交流などの「生活」の充実があってこそ、やりがいや喜びも倍増します。男女ともに働くすべての保護者が「仕事」と「生活」の調和のとれた、ゆとりある子育てを推進します。

### ① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

施策	事業内容	担当課
■ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行うとともに、意識啓発を図ります。	関係各課
■柔軟な就労形態の推進	多様な就労形態を促進するため、関係機関と連携し、就業者・事業者にジョブシェアリング <sup>※1</sup> や労働時間の短縮、フレックスタイム制度 <sup>※2</sup> 等の各種制度の情報発信に努めます。	産業環境課

※1「ジョブシェアリング」とは、通常、フルタイム勤務者1人で担当する職務を2人以上が分担し、評価・処遇もセットで受ける働き方です。仕事と育児、介護、勉強などとの両立を可能にするワークシェアリングの一形態で、より多くの人材に雇用機会を与える方法として注目されています。

※2「フレックスタイム制度」とは、一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度です。労働者は仕事と生活の調和を図りながら効率的に働くことができます。

### ② 子育てと仕事が両立できる環境づくりの促進

施策	事業内容	担当課
■育児・介護休業制度等の周知	関係機関と協力して、育児・介護休業制度等をPRし、取得を促進します。特に、男性も育児休暇を取得できることを含めた普及啓発を進めます。また、関係機関との連携を密にし、広報紙やホームページにて情報発信をします。	産業環境課
■再就職のための支援	再就職を希望する方に、就職のための情報を提供します。また、求人情報の窓口の配架や、就職フェアの開催をします。	産業環境課
	関係機関と協力し、事業主に対して、職場復帰等に関する情報収集に努め、商工会等と連携し啓発を行います。	産業環境課

\*\*\*\*\*

## ③ 男女共同参画の推進

施策	事業内容	担当課
■ 男女共同参画の意識啓発	男女共同参画に関する講座やセミナーの開催、及び広報紙の男女共同参画コラム等への記載や、パンフレットの配布により幅広い年代層を対象に意識啓発を図ります。なお、開催にあたっては、他の部署や関係団体と共同で行うなど、できるだけ多くの住民の参加を得られるように努めます。	政策調整課
■ 男性の子育て参加の促進	育児や子育てに男性が参加・協力するため、沐浴や妊婦体験がパートナーとともに経験できる教室事業を実施します。	介護健康課

## (5) 子どもと家族の人権を守るための支援

家庭内の子どもへの虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）などの事件が多く取り沙汰されていますが、このような事件は決して特殊なことではなく、どこでも誰にでも起こりえます。子どもの健やかな成長のため、すべての住民が人権についての理解を深め、自分自身と他の人の人権を尊重できるような啓発に努めるとともに、子どもと家族の人権を守る体制づくりを進めます。

### ① 子どもの人権に関する啓発

施策	事業内容	担当課
■人権教育の推進	学校教育において、人権教育を推進し、人権意識の高揚を図ります。	学校教育課 住民課

### ② 児童虐待・DVの防止

施策	事業内容	担当課
■児童虐待防止ネットワーク会議の充実	児童虐待の防止、早期対応、援助等の総合的な取組が行われるよう、保育園、学校、保健センター、民生委員・児童委員等見守る関係機関に、警察、スクールソーシャルワーカー、子育て世代包括支援センター等を加えて連携を強化します。	福祉児童課 関係各課
■児童虐待に対する相談の充実	被害にあった子どもや親等に対する専門家によるカウンセリング等の支援体制の充実を図ります。	福祉児童課
■児童虐待防止の啓発	住民に対して、児童虐待についての知識の普及を図るとともに、早期発見のための通報への協力を呼びかけます。	福祉児童課
■要保護児童の支援と見守りの充実	児童からのSOSを見逃さないよう児童とその家族の支援や見守りを関係機関と連携して行うため、要保護児童地域対策協議会実務担当者会議にて児童相談センターからの指導に基づき、子育て世代包括支援センターや関係機関で情報共有します。また、家庭訪問等の頻度を多くし、児童やその家庭の様子を確認することに努めます。	福祉児童課

\*\*\*\*\*

### 基本目標3 子どもの学びと育ちを応援するまちづくり

#### (1) 子どもの健全育成対策の充実

子どもたちが、のびのびと自分の力で生きていくためには、問題を解決する力や自分自身や他人を思いやること、たくましく生きるための健康なからだを育むことが重要となります。さまざまな体験や多くの人とのふれあいを通じて、地域が一体となって子どもの生きる力を育てていけるよう、地域活動や地域に溶け込んだ子どもの居場所づくりを推進します。

##### ① 地域活動の推進

施策	事業内容	担当課
■ 世代間交流の促進	次の時代を担う子どもたちに地域の文化・伝統を伝えていくことは豊かなまちづくりにつながります。 (仮称)多機能児童館等において高齢者と園児の交流の場づくりを行い、世代間の交流を促進します。	福祉児童課
■ 子ども会活動の支援	子ども会活動を子どもが主体的にできるよう、子ども会連絡協議会との連携により、リーダーの育成、活動に関する情報の提供などの支援を行います。 また、地域の活性化に繋がる子ども会活動が継続的に運営できるよう、扶桑町子ども会連絡協議会と連携して、イベントの企画・開催、補助金の交付、安全共済会への加入などの支援を行います。	生涯学習課
■ 総合型地域スポーツクラブの支援	子どもから高齢者まで世代を超えて、生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、魅力あるスポーツ教室の開催に向けて総合型地域スポーツクラブの支援を行います。 また、総合型地域スポーツクラブが自立して運営できるよう引き続き支援を行います。	生涯学習課
■ スポーツ少年団の活性化	子どもの身体・運動機能の向上と地域の連帯感を培うためにスポーツ少年団の活性化を図ります。また、地域の指導者の養成に努め、誰もが参加できる組織づくりをめざします。	生涯学習課

② 子どもの居場所づくり

施策	事業内容	担当課
<p>■ 放課後子ども広場の充実</p>	<p>小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、放課後に子どもの安全で健やかな居場所づくりを推進するため放課後子ども広場の充実を図ります。 また、放課後子ども広場への地域住民の参画を促すため、ボランティアとして広場に協力いただく個人及び団体の登録数を令和元年度時点より増加するよう努めます。</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>■ 放課後児童クラブと放課後子ども広場の連携</p>	<p>放課後児童クラブ及び放課後子ども広場は既に全小学校区で実施しています。今後、放課後子ども総合プランに基づいて学校施設の活用を基本とした両事業の一体的な連携により、実施に向けての事業を計画し進めます。</p>	<p>福祉児童課 生涯学習課 学校教育課</p>
<p>■ 地域資源を活用した居場所づくり</p>	<p>公園をはじめ地域の既存施設を活用して、地域の協力のもと、子どもの遊び場・居場所づくりを進めます。</p>	<p>福祉児童課</p>
<p>■ (仮称) 多機能児童館等を活用した居場所づくり</p>	<p>児童館を建設し、子どもの居場所を提供します。 令和3年度完成予定となっています。</p>	<p>福祉児童課</p>

\*\*\*\*\*

**(2) 教育環境の充実**

基礎的な学力を身につけることはもとより、生きる力と人間性を育むため、学校だけでなく、地域の教育力を活かした教育環境づくりを推進します。また、いじめ・不登校などに対応する教育と相談・支援体制の充実に努めます。

**① 学校教育の充実**

施策	事業内容	担当課
■学力の確実な定着	学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容を確実に身につけられるよう、教育課程や指導方法の工夫改善や少人数指導教員の配置などにより、個々に応じたきめ細かな学習指導を進めます。また、教員の資質向上に向けての研修を進めます。	学校教育課
■体験学習の充実	総合的な学習の時間などにおいて、自然体験、職場体験、保育体験、福祉体験など、地域の人々や自然とかかわる体験学習の充実を図り、実体験を通して生きる力や人間性を育みます。	学校教育課
■情報モラル教育の充実	子どもの情報モラルの向上とインターネット依存の予防をめざし、家庭との連携のもと、インターネットの適切な利用方法等を内容とした情報モラル教育の充実を図ります。	学校教育課
■部活動への支援	地域から指導者を招くなど、地域の教育力を活かした部活動の充実を図ります。	学校教育課
■特色ある学校づくり	地域や各校の特色を生かした学校づくりを推進するとともに、地域に開かれた学校づくりをめざします。また、順次学校運営協働協議会を立ち上げます。	学校教育課
■保育・教育機関の連携（再掲）	保育園・幼稚園から小学校への円滑な移行が図れるよう、連携を強化していきます。また、保育士、教諭の共同研修や相互交流を推進し情報の共有化を図ります。	学校教育課 福祉児童課

### (3) 次代の親の育成

親が親としての心構えと子育てに必要な知識を身につけ、主体的に子育てにかかわることにより親自身も成長し、喜びを感じながら子育てができるよう、親育ちの支援を行います。また、若者が家族・社会の一員として、さらに次代の親として、地域における体験活動や小さな子どもたちとのふれあいを通して、子どもや家庭の大切さや働く意義を感じられるための支援を進めます。

#### ① 親育ちの支援

施策	事業内容	担当課
■ 身近な場所での子育て相談等の開催	子どものしつけや接し方など子育てに悩んでいる家庭が多いことから、子育て支援センター、保育園、保健事業などを活用して、「子育て世代包括支援センター（基本型）」を設置し、身近な場所での子育て相談などを実施します。 今後は、保健センターが開所する母子保健型と連携を図り、相談事業を強化します。	児童福祉課 介護健康課
■ 家庭の教育力を高める情報提供	子育てに必要な知識や技術を学べるよう、さまざまな機会を通じて子育て情報を提供します。また、親同士が交流できる場の確保について検討します。	児童福祉課
■ 地域活動への参加促進	子育ては地域の見守りの中で行われるべきものです。これから子どもを生み育てる若い男女や子育て中の若い世代の地域活動への参加を促進します。	関係各課

#### ② 次代の親の育成と若者の自立支援

施策	事業内容	担当課
■ 中学生の保育体験の推進	少子化の進行により小さな子どもと接する機会の少なくなった中学生と園児がふれあう機会として、保育園で体験保育実習の実施を行います。	児童福祉課
■ 若者の就労意識の高揚	学校と地元企業等が協力した職場体験を促進し、若者の就労意識の高揚を図ります。	学校教育課
■ 若者の就労支援	ハローワークなど関係機関と協力して、若者の就労に関する情報を提供します。 また、若者またはその保護者を対象とした、キャリアカウンセラーによる出張相談の場を設けます。	産業環境課

\*\*\*\*\*

## 基本目標4 子どもが安心して過ごせる地域づくり

### (1) 子どもの安全確保

子どもが安心して外出でき、のびのびと活動できるよう、地域が一体となって子どもの安全を見守る体制を整備します。また、子ども自身の危険を回避する能力を養うことができるよう、犯罪や災害、交通事故等における安全教育を推進します。

#### ① 子どもを犯罪から守る仕組みづくり

施策	事業内容	担当課
■ スクールガードによる見守り体制の強化	子どもが巻き込まれる事故や犯罪を防止するため保護者や地域住民によるスクールガードを配置するとともに、児童生徒が危険から身を守る方法を身につけるよう指導します。引き続きスクールガードを中心に見守り活動を行います。	学校教育課
■ 緊急避難所の充実	子どもが巻き込まれる犯罪等を未然に防ぐため、「子ども110番の家」(緊急避難所)等、子どもが地域で危険に遭遇しても、駆け込める緊急避難所の充実とPRを図ります。	学校教育課

#### ② 子どもを災害・交通事故から守る仕組みづくり

施策	事業内容	担当課
■ 交通安全教育の充実	子どもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう、保育園・幼稚園、小・中学校において、地域の実状に応じた交通安全教室を、警察との連携により実施します。今後も関係機関の協力を得ながら啓発活動を実施します。	総務課
■ 防災教育の推進	防災に関する知識や地震発生時の行動に関する学習を行います。	災害対策室 学校教育課
■ 街路灯の整備	防犯対策及び安全対策の観点からも街路灯の整備を進めます。	土木課

## (2) 子育てに配慮した生活環境の整備

快適な子育て環境に必要なのは「ゆとり」です。すべての子どもと親が安心して暮らせる「ゆとりある空間」の創造は、次の時代を担う子どもたちに必要な投資です。こうした視点から、すべての子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備に努めます。

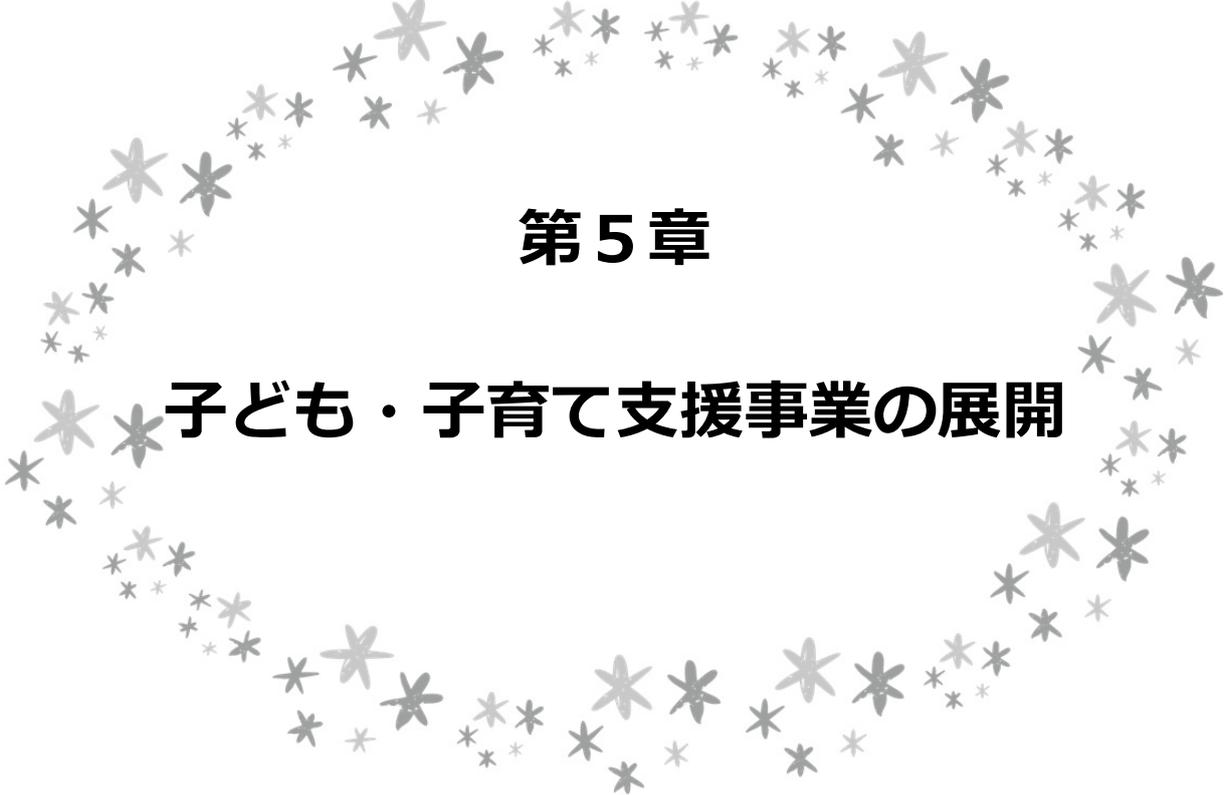
### ① 良好な住環境の整備

施策	事業内容	担当課
■ 福祉向け県営住宅に関する情報提供	ひとり親家庭等に対する福祉向け県営住宅に関する情報を提供します。	福祉児童課

### ② 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

施策	事業内容	担当課
■ ユニバーサルデザイン※の推進	公共建築物等の整備にあたっては、だれにでも使いやすい施設となるようユニバーサルデザインの考え方を推進します。	都市整備課 関係各課
■ 子どもに配慮した空間整備	公園・公共建築物などは、子どもや子ども連れなどにやさしい整備を推進します。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の基準に沿った整備を推進します。	都市整備課
■ 安全な歩行空間の確保	歩道の整備、歩道の段差解消など、安心して出かけられる歩行空間の整備を推進します。	都市整備課 土木課
■ 福祉避難所の整備	建設予定の（仮称）多機能児童館等内において、乳児・障害児を持つ世帯に対して災害時の避難所として受入ができるよう整備をします。	災害対策室 福祉児童課

※「ユニバーサルデザイン」とは、障害の有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらずさまざまな人々が気持ちよく使えるよう都市や生活環境を計画する考え方です。



## 第5章

### 子ども・子育て支援事業の展開



\*\*\*\*\*

## 第5章 子ども・子育て支援事業の展開

### 1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定めることとされています。

教育・保育提供区域は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、実態に応じて、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することもできます。

本町においては、本計画期間において、保育（2号・3号認定）は、原則として町全体を1区域とします。教育（1号認定）については、私立幼稚園等において、通園バスにより町内外広域で利用されています。なお、保護者の就労等により、自宅近くの教育・保育施設等ではなく、通勤途上や勤務地近くの施設を利用する場合もあることから、近隣市町村を含めた愛知県が設定した区域とします。

### 2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の推計

子ども・子育て支援新制度では、保育園や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制を確保するための内容及び実施時期を定めることとなっています。

#### (1) 「認定区分」と「家庭類型」

##### ① 認定区分（子どものための教育・保育給付）

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は次の1～3号の区分で行われます。

年齢	保育を必要とする理由	対象施設	認定区分
満3歳以上	保育を必要とせず、教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園	1号認定
満3歳以上	保護者の就労や疾病、その他保育を必要とする事由により保育園等で保育を希望される場合	保育所 認定こども園	2号認定
満3歳未満	保護者の就労や疾病、その他保育を必要とする事由により保育園等で保育を希望される場合	保育所 認定こども園 地域型保育事業	3号認定

\*\*\*\*\*

本町では、保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたり以下の8点について基準を策定します。

保育の必要な事由	具体的な保護者の保育所入所の事由	入所の承諾期間
就労	1月につき60時間以上居宅外または居宅内において就労することを常態としていること	入所の承諾開始日から児童の小学校就学前日までの期間内で、左の状態が継続すると見込まれる期間
妊娠・出産	出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日から出産日以後8週間を経過する日までの期間内にあること	左の期間内
保護者の疾病・障害等	医師が作成した診断書または右に掲げる手帳等により保護者の疾病もしくは負傷の確認ができる状態にあること	①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）を所持している場合は、入所の承諾開始日から児童の小学校就学前日まで
親族介護	同居または長期入院等している親族その他のものを介護・看護することを常態としていること	②その他の場合は、入所の承諾開始日から医師等の作成した診断書に記載されている終期まで
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあつていること	入所の承諾開始日から災害の復旧が完了すると見込まれる期間
求職活動（起業準備を含む）	就労する意思があり、就職活動に専念していること。起業する意思があり起業の準備に従事していること	入所の承諾開始日から3カ月経過する日まで
就学	就業能力開発促進法に基づく就業能力開発施設において職業訓練を受け、または学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校もしくは各種学校において就学することを常態としていること	入所の承諾開始日から児童の小学校就学前日までの期間内で、左の状態が継続すると見込まれる期間
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること	入所の承諾開始日から児童の小学校就学前日までの期間内で、左の状態が継続すると見込まれる期間

② 認定区分（子育てのための施設等利用給付【新設】）

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の授業料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。支給要件となる認定区分は以下のとおりとなっています。

認定区分（支給要件）	支給に係る施設・事業
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの（新1号認定子ども）	幼稚園、特別支援学校等
満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（新2号認定子ども）	認定こども園、幼稚園 特別支援学校 （満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの（新3号認定子ども）	認可外保育施設、預かり保育事業 一時預かり事業、病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業 （2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

\*\*\*\*\*

③ 家庭類型

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握するためには、1～3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのために下表のとおりアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				月120時間以上の就労	月120時間未満 下限時間以上の就労	月下限時間未満の就労	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム就労 (産休・育休含む)	月120時間以上の就労						
	月120時間未満 下限時間以上の就労		タイプC	タイプE	タイプE'	タイプD	
			タイプC'	タイプE'			
未就労			タイプD				タイプF



保育の必要性あり



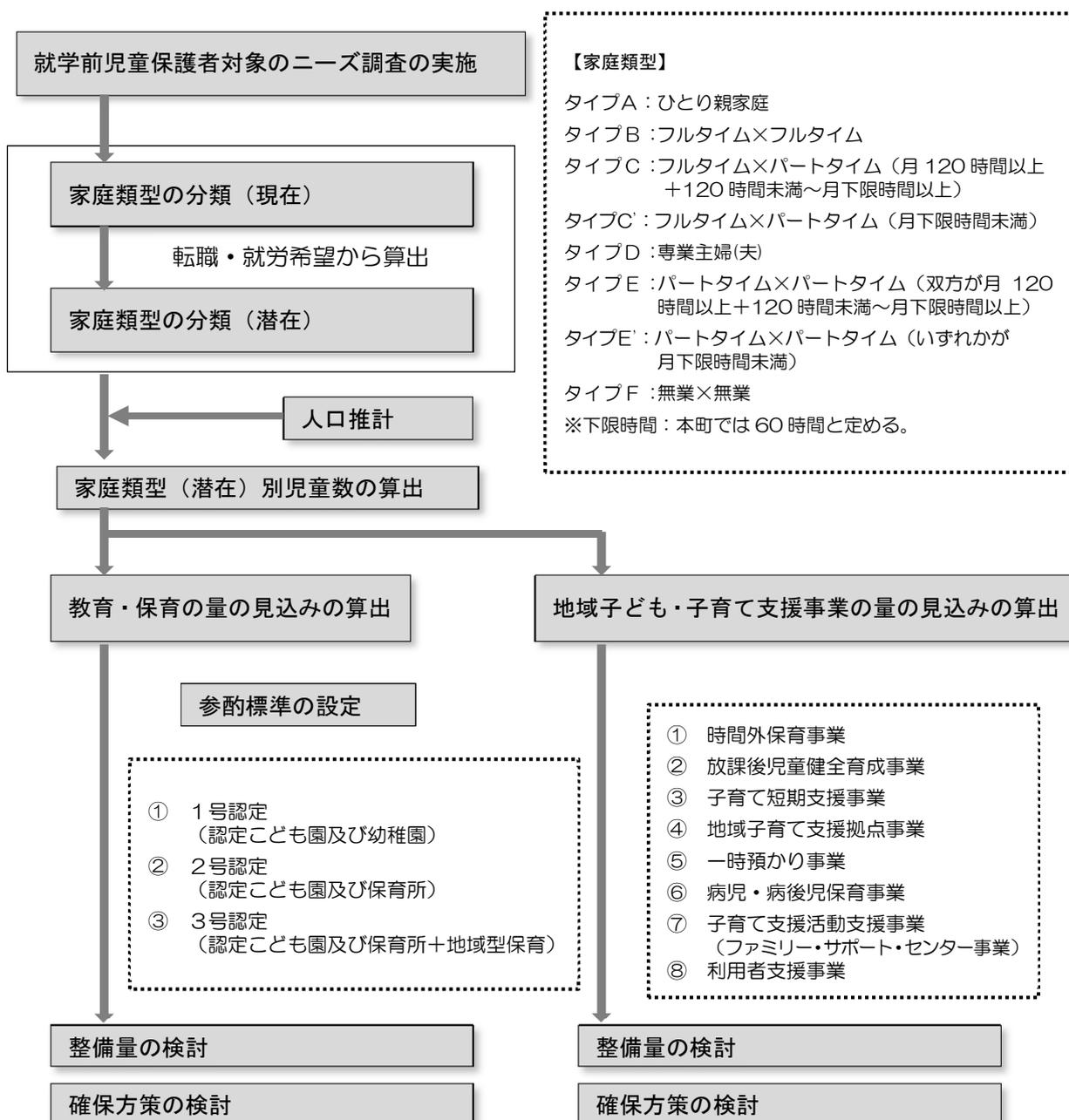
保育の必要性なし

※下限時間：各自治体が保育の必要性において48時間～64時間の間で定める時間であり、本町では60時間と定めています。

## (2) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

【教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み推計のフロー】



\*\*\*\*\*

### (3) 子ども人口の推計

本町の令和2年～令和6年までの0～11歳の子ども人口の推計は以下のとおりです。下表の人口推計は、本町の平成26年～平成30年（各3月31日時点）の0～11歳までの過去の実績人口の動勢から、コーホート変化率法を用いて算出しています。

#### コーホート変化率法

ここで言う「コーホート」とは、同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団をさします。各コーホートの過去の実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

#### ■ 子ども人口の推計

単位：人

	実績			推計				
	平成28年	平成29年	平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～11歳	3,907	3,861	3,864	3,734	3,678	3,626	3,543	3,477
0歳	303	299	282	277	273	271	264	262
1歳	303	299	297	281	275	271	269	262
2歳	336	301	311	280	281	275	271	269
3歳	303	332	311	303	286	287	281	277
4歳	329	305	329	317	303	286	287	281
5歳	354	327	309	312	318	304	287	288
0～5歳	1,928	1,863	1,839	1,770	1,736	1,694	1,659	1,639
6歳	327	349	332	329	311	317	303	286
7歳	324	326	349	306	327	309	315	301
8歳	352	325	324	329	305	326	308	314
9歳	344	353	330	348	329	305	326	308
10歳	302	341	351	323	347	328	304	325
11歳	330	304	339	329	323	347	328	304
6～11歳	1,979	1,998	2,025	1,964	1,942	1,932	1,884	1,838

資料：住民基本台帳からコーホート変化率法による推計（各年3月31日）

### (4) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の算出

家庭類型（現在・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査の結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現状・潜在）の割合

家庭類型	説明	現在	単位：%	
			現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	2.8	2.8	2.8
タイプB	フルタイム×フルタイム	30.8	30.8	35.8
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+120時間未満～月下限時間以上)	20.4	20.4	19.9
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間未満)	10.2	10.2	14.3
タイプD	専業主婦（夫）	35.8	35.8	27.3
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+120時間未満～月下限時間以上)	0.0	0.0	0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満)	0.0	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.0	0.0	0.0

※下限時間：本町では60時間と定める。

\*\*\*\*\*

### 3 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の状況

#### (1) 教育・保育事業の量の見込みと確保状況

第一期計画で算出した教育・保育事業量は以下のとおりです。なお、平成29年度に中間見直しを行った結果、平成30年度は実績に基づいて量の見込みを補正し、供給量を確保しました。

■第一期計画の教育・保育事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

認定区分	1号	2号		3号			
		幼稚園の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		
平成26年度	①量の見込み	430	75	480	18	164	
	②確保 方策	特定教育・保育施設	5	内訳 { 200(町内) 100(江南市) 80(犬山市) 80(大口町)	696	9	155
		新制度の枠組みに入らない幼稚園	455				
		地域型保育事業				0	0
		乖離(②-①)			△45	216	△9
平成27年度	①量の見込み	425	69	480	18	164	
	②確保 方策	特定教育・保育施設	5	内訳 { 200(町内) 100(江南市) 80(犬山市) 80(大口町)	696	9	155
		新制度の枠組みに入らない幼稚園	455				
		地域型保育事業				0	0
		乖離(②-①)			△34	216	△9
平成28年度	①量の見込み	406	65	480	18	164	
	②確保 方策	特定教育・保育施設	5	内訳 { 200(町内) 100(江南市) 80(犬山市) 80(大口町)	696	9	155
		新制度の枠組みに入らない幼稚園	455				
		地域型保育事業				0	0
		乖離(②-①)			△11	216	△9
平成29年度	①量の見込み	380	61	450	17	158	
	②確保 方策	特定教育・保育施設	5	内訳 { 200(町内) 100(江南市) 80(犬山市) 80(大口町)	687	18	155
		新制度の枠組みに入らない幼稚園	455				
		地域型保育事業				0	0
		乖離(②-①)			19	237	1
平成30年度	①量の見込み	375	59	572	16	169	
	②確保 方策	特定教育・保育施設	6	内訳 { 150(町内) 150(江南市) 80(犬山市) 80(大口町)	676	15	169
		新制度の枠組みに入らない幼稚園	454				
		地域型保育事業				1	0
		乖離(②-①)			26	104	0

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

教育・保育事業ニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数にニーズ調査結果をもとにした各事業の利用意向率に加え、実績等を考慮し算出しました。その結果、本町に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込みは以下のとおりです。

■ 第二期計画の教育・保育事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

認定区分	1号	2号		3号					
		幼稚園の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳				
令和2年度	①量の見込み	302	90	502	21	221			
	②確保方策	特定教育・保育施設	20	内訳 { 170(町内) 235(町外) }	644	21	225		
		新制度の枠組みに入らない幼稚園	385						
		地域型保育事業						0	0
		認可外保育施設						1	1
	乖離(②-①)		13	143	0	5			
令和3年度	①量の見込み	294	89	488	21	219			
	②確保方策	特定教育・保育施設	20	内訳 { 170(町内) 235(町外) }	644	21	225		
		新制度の枠組みに入らない幼稚園	385						
		地域型保育事業						0	0
		認可外保育施設						1	1
	乖離(②-①)		22	157	0	7			
令和4年度	①量の見込み	284	88	472	30	215			
	②確保方策	特定教育・保育施設	20	内訳 { 170(町内) 235(町外) }	635	30	225		
		新制度の枠組みに入らない幼稚園	385						
		地域型保育事業						0	0
		認可外保育施設						1	1
	乖離(②-①)		33	164	0	11			
令和5年度	①量の見込み	277	87	460	30	213			
	②確保方策	特定教育・保育施設	20	内訳 { 170(町内) 235(町外) }	635	30	225		
		新制度の枠組みに入らない幼稚園	385						
		地域型保育事業						0	0
		認可外保育施設						1	1
	乖離(②-①)		41	176	0	13			
令和6年度	①量の見込み	274	87	456	30	209			
	②確保方策	特定教育・保育施設	20	内訳 { 170(町内) 235(町外) }	635	30	225		
		新制度の枠組みに入らない幼稚園	385						
		地域型保育事業						0	0
		認可外保育施設						1	1
	乖離(②-①)		44	180	0	17			

※子育てのための施設利用給付については、家庭において保育を受けることが困難であると認定された幼児の数を常に把握し、適時見直しを行います。

※各年度確保方策における「町外235名」のうち江南市は70名と想定しています。

\*\*\*\*\*

① 教育施設（幼稚園）

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

**現状と課題**

本町には私立幼稚園が1園あり、定員数は170名となっています。第一期計画においては、平成29年度までは量の見込みに対して、供給量が不足し、待機児童の発生が予想されましたが、実績をみると、不足なくニーズに応えることができたと考えます。ただし、本町の幼稚園だけでは賄えないため、町外の幼稚園においても供給量を確保し、ニーズに対応しています。

■ 教育施設（幼稚園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①実利用者数	404	382	370	373	374
②供給量	460	460	460	460	460
乖離（②－①）	56	78	90	87	86



実績においては、保育の必要性がある方のうち、幼稚園の利用希望が強い方が一定の割合いたことで、保育園においては不足なくニーズに応えることができたと考えます。加えて、令和元年度10月1日より開始した幼児教育・保育の無償化の影響から、幼稚園利用希望者はさらに増加することも考えられるため、その点を考慮した上で、量の見込みを算出し、供給量を確保する必要があります。

**確保方策**

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	引き続き、本町の私立幼稚園1園と町外の幼稚園にて供給量を確保し、ニーズに対応していきます。また、ニーズ調査の結果から2号認定を受けている方のうち、幼稚園の利用希望が強い方が第一期計画策定時よりもやや増加していることと、幼児教育・保育の無償化の影響を考慮し、利用実績を参考に町外の幼稚園の実情を踏まえ供給量を推計しました。

■ 教育施設（幼稚園）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	392	383	372	364	361
1号認定	302	294	284	277	274
2号認定 (幼稚園の利用希望が強い)	90	89	88	87	87
②供給量	405	405	405	405	405
乖離（②－①）	13	22	33	41	44

◆新制度未移行幼稚園の預かり保育

幼稚園を利用し保育認定を受けている方（2号認定）のうち、預かり保育を利用する方の割合は、今後微増傾向にあると推測します。

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

② 保育施設（認可保育園、地域型保育事業、認可外保育施設）

保育施設は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができない等、保育が必要であると認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

**現状と課題**

国が示す働き方改革により女性の就業率が上がってきましたが、受け入れる場所と保育士の確保が困難であり、第一期計画期間中の実績をみると、利用者数に対して供給量が賄えている状況ではありますが、実際には供給量（定員数）を超える応募があり、特に3号認定の待機児童が発生しました。

■ 保育施設の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①総実利用者数	762(5)	764(4)	743(3)	757(6)	753(1)
認可保育園	2号認定	617(2)	607(2)	590(2)	576(5)
	3号認定	145(3)	157(2)	153(1)	181(1)
	0歳	10(1)	9	9	16(1)
	1・2歳	135(2)	148(2)	144(1)	165
地域型保育事業	0	0	0	0	1
②供給量	860	860	860	860	861
乖離（②－①）	98	96	117	103	108

※（ ）内は私立保育園児童数



待機児童の解消に向け、受け入れできる場所と定員数の確保を検討していきます。一方では、それ以前に保育士の確保が課題となっています。

**確保方策**

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	3号認定の待機児童解消に向け、斎藤保育園、柏森南保育園で乳幼児クラスの整備を行います。その他、認可外保育施設に通っている児童が毎年1～2名いることも考慮し、供給量を確保します。

■ 保育施設の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	744	728	717	703	695
認可保育園	2号認定	502	488	472	460
	3号認定	242	240	245	243
	0歳	21	21	30	30
	1・2歳	221	219	215	213
②供給量	892	892	892	892	892
認可保育園	890	890	890	890	890
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	2	2	2	2	2
乖離（②－①）	148	164	175	189	197

\*\*\*\*\*

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

### (1) 相談支援事業

#### ① 利用者支援事業

福祉児童課や子育て支援センター<sup>※1</sup>、子育て世代包括支援センター<sup>※2</sup>において、保育園や地域の子育て支援の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報・助言をし、関係機関との連絡調整を行います。

#### 現状と課題

平成30年度に子育て世代包括支援センター（利用者支援事業「基本型」）を開設し、保健センターにおいて妊娠、子育てに関する健康教育や育児相談、健康診査、発達検査を実施しています。

#### ■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：か所

実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①必要か所数(基本型)	1	1	1	1	1
②供給量(実施か所数)(基本型)	0	0	0	0	1
乖離(②-①)	△1	△1	△1	△1	0

実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①必要か所数(母子保健型)	1	1	1	1	1
②供給量(実施か所数)(母子保健型)	0	0	0	0	0
乖離(②-①)	△1	△1	△1	△1	△1

#### 課題

開設以降、相談件数も増えてきているため、令和2年4月より開設する子育て世代包括支援センター（母子保健型）との連携や、関係機関との連絡調整などの機能強化に努める必要があります。

※1「子育て支援センター」とは、主に乳幼児の子どもとその保護者が気軽に遊びに行くことができ、親子の交流に加え、保護者同士、子ども同士の交流を深める場です。また、子育てについての不安や悩みも相談することができる場所です。

※2「子育て世代包括支援センター」とは、「基本型」「特定型」と「母子保健型」という形態があり、それぞれが連携を図り、18歳までの子どもとその保護者を対象に、妊娠期から子育て期にわたるまでの、さまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点です。各施設形態については以下のとおりです。

「基本型」…「利用者支援」と「地域連携」をともに実施する形態をとり、主に行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用する。

「特定型」…主に「利用者支援」を実施する形態として、行政機関の窓口などを活用する。

「母子保健型」…保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」をともに実施する形態をとり、主に、保健所・保健センター等を活用する。

**確保方策**

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	令和2年4月より、子育て世代包括支援センター（母子保健型）を開設します。基本型と連携し、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援のために、情報提供や相談支援、関係機関との連絡調整等の機能強化を図ります。

■ 利用者支援事業の量の見込みと確保の状況

単位：か所

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(基本型)	1	1	1	1	1
②供給量(実施か所数)(基本型)	1	1	1	1	1
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(母子保健型)	1	1	1	1	1
②供給量(実施か所数)(母子保健型)	1	1	1	1	1
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

令和2年4月から保健センター内で子育て世代包括支援センターの母子保健型を開設します。基本型は平成30年4月に福祉児童課内で開設しています。

令和3年度には、開設予定の(仮称)多機能児童館等内にて、基本型と母子保健型の子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点※を一体的に運営し、同一機関の中でそれぞれの情報収集等を行うことにより、支援拠点に情報を集約し、要保護児童対策地域協議会等、関係機関との適切な連携を図ることをめざします。

※「子ども家庭総合支援拠点」とは、コミュニティを基盤としたソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、必要な支援を行う拠点です。主な業務内容としては子ども家庭支援全般に係る業務、要支援児童及び要保護児童等への支援業務、関係機関との連絡調整業務などがあります。

\*\*\*\*\*

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

現在2か所（高雄・斎藤）の地域子育て支援センターで実施しており、子育ての悩みの相談ができる場所として、利用者の不安解消につながっています。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：延べ人数／年

実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①延べ利用者数	18,798	18,617	19,184	20,158	17,813
②供給量	18,798	18,617	19,184	20,158	17,813
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

課題

今後は、夕方まで利用したい方のニーズに応えるため、午後からも利用できるよう検討する必要があります。ただし、乳幼児の生活リズムを整え、生活スタイルをつくる観点から、午後3時頃までの利用が望ましいと考えます。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	これまで斎藤保育園内で実施していた一般型（週5日）を令和3年度から（仮称）多機能児童館等内にて連携型（週3日）として実施可能かを検討していきます。

■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の状況

単位：延べ人数／年

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（年間）	19,190	18,984	20,789	20,458	20,178
②供給量	19,190	18,984	20,789	20,458	20,178
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

## (2) 訪問系事業

### ① 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

保健センターの助産師または保健師が、生後3か月までの乳児のいる家庭へ訪問し、乳児の発育・母親の健康状態を把握して、適切な指導や助言、情報提供を行います。また、新生児訪問として4か月健診前までの乳児に対しての追加訪問を本町の独自事業として行っています。

#### 現状と課題

生後4か月までの乳児のいる家庭へ助産師または保健師が訪問し、乳児の発育・母親の健康状態を把握し、情報共有や相談支援を行っています。

また、新生児訪問として乳児家庭全戸訪問とは別に、追加訪問も本町の独自事業として行っています。

#### ■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実利用者数	290	319	296	270	247
確保方策（供給量）	実施体制：保健センターの助産師、保健師 実施機関：保健センター				

全ての乳児家庭を対象に家庭訪問を実施していますが、100%の実施ができていないため、母子健康手帳交付時や妊娠経過をとおして、家庭訪問の必要性を周知し100%の実施をめざす必要があります。

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	既存の体制を基本として、助産師、保健師による事業を継続実施します。

#### ■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	277	273	271	264	262
確保方策（供給量）	実施体制：保健センターの助産師、保健師 実施機関：保健センター				

\*\*\*\*\*

② 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査などの結果、養育支援が必要と認められる家庭を訪問支援員、保健師または助産師が訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援を必要に応じ提供する事業です。

**現状と課題**

現在は養育支援訪問事業としての実施ではありませんが、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査の機会を通じて把握した家庭に対して、保健師等が定期的な見守りとフォローアップをしています。

また、令和2年4月より養育支援訪問事業を開始することから、養育支援が必要と認められる家庭に対して養育能力向上のための支援に努める必要があります。

**確保方策**

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	令和2年4月より養育支援訪問事業を開始します。乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査などの結果、養育支援が必要と認められる家庭を訪問支援員、保健師または助産師が訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援を必要に応じ提供していきます。

■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
②供給量	20	20	20	20	20
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

### (3) 通所系事業

#### ① 子育て短期支援事業※

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

※「子育て短期支援事業」とは、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）を指します。

#### 現状と課題

第一期計画においては、ニーズ調査の結果から国の手引きをもとに量の見込みを算出しましたが、本町での該当施設はなく、緊急時などのために、広域でニーズに対応できる体制を確保しています。本町が利用している施設は2施設です。

#### ■ 子育て短期支援事業の利用状況の推移

単位：延べ人数／年

実績値		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①延べ利用者数		4	4	4	6	7
確保 方策	②供給量	4	4	4	6	7
	実施か所数	2	2	2	2	2
乖離（②－①）		0	0	0	0	0

#### 課題

引き続き広域での利用ができるよう、ニーズ調査の結果に加え、実際の確保体制、実績を考慮し、量の見込みを算出し、ニーズに応じていく必要があります。

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	本町には該当施設はありませんが、広域での利用実績を考慮した上で、量の見込みを算出し、引き続き緊急時などに利用可能な体制を確保していきます。

#### ■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保の状況

単位：延べ人数／年

実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		7	7	6	6	6
確保 方策	②供給量	7	7	6	6	6
	実施か所数	2	2	2	2	2
乖離（②－①）		0	0	0	0	0

\*\*\*\*\*

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

◆ 幼稚園の一時預かり

現状と課題

第一期計画においては、ニーズ調査の結果から2号認定を受けている方のうち、幼稚園の利用希望が強い児童数を考慮して量の見込みを算出しましたが、本町では実施している幼稚園はなく、広域において「江南幼稚園」が実施をしており、ニーズに対応しています。利用者は大半が在園児であり、長期休業日も利用可能です。

■ 幼稚園の一時預かり事業の利用状況の推移

単位：延べ人数／年

実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
①延べ利用者数	0	145	231	234	197	
確保 方策	②供給量	0	145	231	234	197
	実施か所数	0	1	1	1	1
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0	

課題

幼稚園の一時預かり事業については、利用者に在園児が多いことを考慮し、本計画においても、ニーズ調査の結果をもとに、2号認定を受けている方のうち幼稚園の利用希望が強い児童数から量の見込みを算出し、対応していく必要があります。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	これまでの実績から供給量は十分に確保できているため、今後の量の見込み（年間）に対して供給量は同数として、ニーズに対応していきます。

■ 幼稚園の一時預かり事業の量の見込みと確保の状況

単位：延べ人数／年

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	210	205	198	193	191	
確保 方策	②供給量	210	205	198	193	191
	実施か所数	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0	

◆ 幼稚園以外の一時預かり

現状と課題

現在、本町の2園（高雄・斎藤）にて1園につき1日10名の定員数で実施しています。これまでの実績をみると、ニーズに対して供給量は確保できていると考えます。

■ 幼稚園以外の一時預かり事業の利用状況の推移

単位：延べ人数／年

実績値		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①延べ利用者数		2,835	2,859	2,950	2,835	2,970
確保 方策	②供給量	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880
	実施か所数	2	2	2	2	2
乖離（②－①）		2,045	2,021	1,930	2,045	1,910

課題

供給量は確保できていますが、保護者の利用したい日が重なることが多いため、1日1園10名の定員を超えて申込みが殺到することがあります。年間を通してみると提供量は賄えているため、臨機応変な対応が求められます。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	これまでの実績から供給量は十分に確保できているため、今後の量の見込みに対しても、同様の供給量を確保することで、対応していきます。

■ 幼稚園以外の一時預かり事業の量の見込みと確保の状況

単位：延べ人数／年

推計値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		3,050	2,988	2,912	2,847	2,810
確保 方策	②供給量	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880
	実施か所数	2	2	2	2	2
乖離（②－①）		1,830	1,892	1,968	2,033	2,070

\*\*\*\*\*

③ 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日の利用時間以外において、保育園等で保育を実施する事業です。本町では、全7園にて実施しています。

**現状と課題**

第一期計画では、実施園数4園、午後6時30分以降の利用希望者を考慮した上で、量の見込みを補正しました。ニーズに対して供給量は確保できていると考えます。

■ 延長保育事業（時間外保育事業）の利用状況の推移

単位：延べ人数/日

実績値		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①延べ利用者数		38	41	46	47	47
確保 方策	②供給量	60	60	60	60	60
	実施か所数	4	4	4	4	4
乖離（②－①）		22	19	14	13	13



今後の量の見込みについては、延長保育希望者だけでなく、ニーズ調査の結果に加え、早朝、延長保育の利用者を合わせた実績等を考慮した上で補正し、供給量の確保をしていきます。

**確保方策**

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	本計画では、量の見込みの補正方法、それに対する供給量を見直しました。今後は町内の7園にて、1日延べ350名までの定員数を確保し、ニーズに応じていきます。

■ 延長保育事業（時間外保育事業）の量の見込みと確保の状況

単位：延べ人数/日

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	340	337	336	335	335	
確保 方策	②供給量	350	350	350	350	350
	実施か所数	7	7	7	7	7
乖離（②－①）		10	13	14	15	15

※量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、各園が早朝・延長保育含め1日に受入れ可能な定員数を考慮し、算出しています。

④ 病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期である子どものいる保護者が、勤務等で自宅での育児ができない場合において、病院・保育所等に付設された専用スペース等を利用し、看護師等が一時的に保育等をする事業です。本町では、「つくしこどもクリニック」に事業を委託し、大口町と共同で実施しています。

現状と課題

実績をみると、利用者数は年々増えていますが、第一期計画においては、利用実績を考慮した十分な供給量を確保していたため、ニーズに応じることができていると考えます。なお、第一期計画では、大口町と本町を合わせた受入れ可能人数を供給量として記載しました。

■ 病児・病後児保育事業の利用状況の推移

単位：延べ人数／年

実績値		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①延べ利用者数		46	69	72	74	82
確保 方策	②供給量	240	240	240	240	240
	実施か所数	1	1	1	1	1
乖離（②－①）		194	171	168	166	158



実績をみると、1か月あたりの利用者数は大口町と本町を合わせても20人不足となつていますが、年々総利用者数は増えているため、十分な供給量を確保し、ニーズに対応していく必要があります。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	1日の利用定員は大口町と本町を合わせて2名であることから、扶桑町分としては1日1名を供給量として確保します。また、本町の実績から1か月の利用人数は10人未満であるため、1か月10名とした上で、1年間の供給量として確保します。なお、本計画では本町の実績のみを受入れ可能人数を供給量として記載します。

■ 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保の状況

単位：延べ人数／年

実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		89	88	86	84	83
確保 方策	②供給量	120	120	120	120	120
	実施か所数	1	1	1	1	1
乖離（②－①）		31	32	34	36	37

\*\*\*\*\*

## (4) その他事業

### ① ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。本町では、平成28年度からNPO法人に委託して事業を実施しています。

#### 現状と課題

第一期計画において、量の見込みは利用実績とPR活動による増加の影響を考慮し、15人としていましたが、実績をみると、利用者数はそれを大きく上回る結果となり、最大91名を受け入れることができました。

#### ■ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の利用状況の推移

単位：延べ人数／年

実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①延べ利用者数	91	59	51	73	61
②供給量	15	15	15	15	15
乖離（②－①）	△ 76	△ 44	△ 36	△ 58	△ 46

#### 課題

確保方策の見直しを行い、ニーズに応じていく必要があります。ただし、依頼会員の要望と受け入れる賛助会員とのマッチングが困難であるため、一定の利用者数以上の増加があまりみられない状況です。

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	賛助会員も少しずつ増えています。実績から最大91人の受入れが可能であったため、本計画から供給量を90人に拡大し確保します。

#### ■ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の量の見込みと確保の状況

単位：延べ人数／年

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	89	87	88	85	83
②供給量	90	90	90	90	90
乖離（②－①）	1	3	2	5	7

② 妊産婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

母子保健法に基づき、母子の健康の保持増進を図り、安心・安全な妊娠出産ができるよう、また、経済的負担の軽減のため、妊娠期14回の健康診査、子宮頸がん検診1回と産後1回の健康診査にかかる費用を対象者全員に対して補助しています。

■ 妊産婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：受診者数は延べ人数／年

実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診対象者数	466	487	462	452	435
受診者数	4,066	4,050	3,968	4,015	3,600
確保方策（供給量）	実施場所：医療機関 健診時期：妊婦または妊娠期、産婦は産後1か月の期間 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目				



引き続き、母子の健康の保持増進を図るため、対象者全員に補助を継続していく必要があります。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	引き続き、母子健康手帳交付時に受診票を配布し、妊産婦健康診査費用の一部を補助します。

■ 妊産婦健康診査事業の量の見込みと確保の状況

単位：延べ人数／年

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,518	3,497	3,442	3,353	3,327
②供給量	3,712	3,712	3,658	3,631	3,538
乖離（②－①）	194	215	216	278	211

\*\*\*\*\*

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

**確保方策**

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	令和元年10月から幼児教育・保育事業無償化に伴い、新制度に移行していない未移行幼稚園においても、実費徴収に係る給食費のうち副食費に要する費用等に対して低所得世帯及び第三子以降（小学校3年生以下で数える）を対象に費用の一部を補助し、すべての子どもの健やかな成長を支援します。

■ 実費徴収に係る補足給付を行う事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (町基準補助分)	44	43	41	40	40
②供給量 (町独自補助分)	44	43	41	40	40
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査・研究その他多様な事業者の能力を活用した、特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

**確保方策**

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	ニーズ量と供給量のバランスがとれており、かつ本町ではこれから少子化が進むと予想され、民間事業者参入の必要性が高いとは考えにくいため、新規参入の予定はありませんが、今後、新規事業者の参入があった場合には導入方法について検討します。

## 5 総合的な子どもの放課後対策の推進と 量の見込み及び確保の状況

### (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

#### 現状と課題

第一期計画において、量の見込みに対し供給量が不足されることが見込まれていました。そのため、平成30年度に国が示す「新・放課後子ども総合プラン※」に定める、「学校施設の徹底的な活用を図ること」に基づき、平成31年4月1日より4か所の各小学校の敷地内に放課後児童クラブ館を開設しました。また、新設に伴い利用学年を小学校6年生までに拡大しました。

#### ■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①実利用者数	318	324	341	358	361
小学1年生	98	96	85	97	94
小学2年生	96	92	94	93	96
小学3年生	69	93	93	94	95
小学4年生	55	43	69	74	76
小学5年生	0	0	0	0	0
小学6年生	0	0	0	0	0
確保 方策					
②供給量	380	380	380	400	400
実施か所数	6	6	6	6	6
乖離（②－①）	62	56	39	42	39

#### 課題

新設に伴い利用定員数も拡大したため、待機児童を解消することができましたが、長期休暇中のみの利用者が増えているため、引き続き対応できる体制を整えていく必要があります。

※「新・放課後子ども総合プラン」とは、平成26年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童対策の取組を今後さらに推進していくため、平成30年度に策定された向こう5年間を対象とする新たな放課後児童対策のプランです。内容には、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等が示されています。

\*\*\*\*\*

**確保方策**

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	実施か所は6か所から統廃合を行い、4か所にし、支援単位は6支援から11支援に増室し対応します。また、本計画の量の見込みはニーズ調査の結果から国の手引きに基づき算出し、さらに利用学年を拡大した平成31年の利用実績を考慮し補正を行いました。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	594	585	577	564	553
小学1年生	123	121	119	117	115
小学2年生	129	127	125	122	120
小学3年生	130	128	126	123	121
小学4年生	108	106	105	102	101
小学5年生	67	66	65	64	62
小学6年生	37	37	37	36	34
②総供給量	605	605	605	605	605
小学1年生	125	125	125	125	125
小学2年生	131	131	131	131	131
小学3年生	132	132	132	132	132
小学4年生	110	110	110	110	110
小学5年生	68	68	68	68	68
小学6年生	39	39	39	39	39
実施か所数	4	4	4	4	4
乖離（②－①）	11	20	28	41	52

## 6 教育・保育の一体的提供とその推進体制の確保

### (1) 認定こども園に関する考え方

就学前の子どもの教育・保育を行う施設としては、保護者の就労等の有無に関係なく利用できる認定こども園は保護者にとって利用しやすい施設であるといえます。しかし、本町においては、既存の町内施設及び近隣市町の施設において、利用者のニーズに応じ、幼児期の教育・保育事業が円滑に提供されているのが現状といえます。

今後は、幼児教育・保育の無償化による保育ニーズを含めた利用者の状況やニーズを十分検証しつつ、保育を担う人材確保や、より質の高い幼児教育を提供する体制の整備などの進捗状況も勘案します。その他、公立・私立、幼稚園・保育園等、町内の教育・保育施設の適正配置など地域の状況や公立保育園や幼稚園のバランスをみていますが、現在の保育需要が継続していくと考えられる乳幼児の割合が変動するものの、既存の保育園にて供給量を調整しながら保育事業を展開できるものと考えます。

### (2) 幼稚園・保育園と小学校との連携の促進

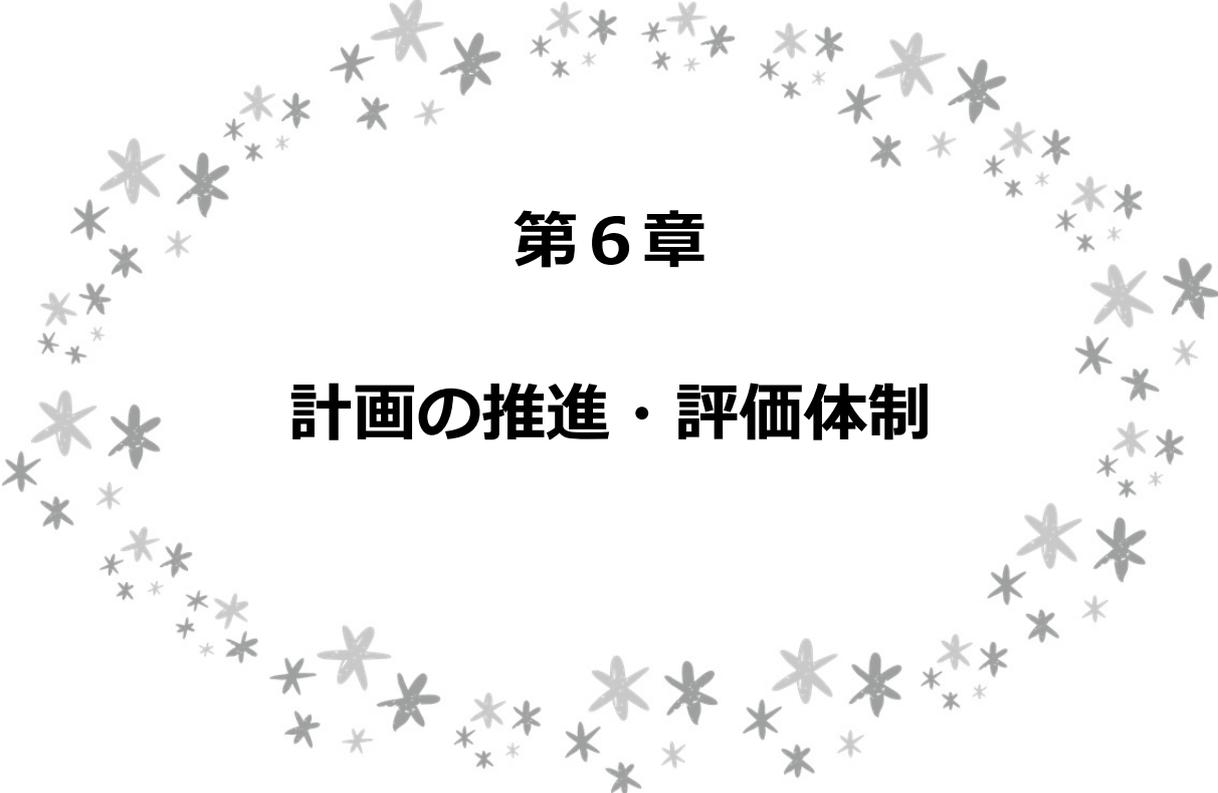
幼児期の教育・保育は、子どもたちの生きる力の基礎やその後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、幼稚園及び保育園においてより質の高い幼児教育の充実を図るとともに、小学校との連携を強化し、義務教育への円滑な移行に努めます。

## 7 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

新制度未移行幼稚園の授業料及び幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料については、各施設の協力のもと、無償化のメリットが実感できるよう法定代理受領による給付を基本とし、認可外保育施設等の利用料については、償還払いを基本とします。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や工事、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権を持つ県による立ち入り調査等にも同行するなど、県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有し、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。



## 第6章

### 計画の推進・評価体制



## 第6章 計画の推進・評価体制

### 1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、都市化や少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、景気の低迷など社会や経済の環境の変化により、子どもの育ちと子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくために、家庭、地域、事業者、ボランティア団体、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協力しながら推進していく必要があります。

地域での取組（役割）と町全域での取組（役割）が互いに補完し、それぞれの強みを活かしながら地域のさまざまな活動主体との協働により子ども・子育て支援施策にかかる取組を効果的に推進します。また、社会福祉協議会などの関連団体やNPO法人、民間企業、さらには近隣市町との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取組を支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

### 2 計画の公表及び周知

計画の公表及び周知にあたっては、扶桑町子ども・子育て支援事業計画や子ども・子育て支援に関する制度について広く住民に周知するとともに、地域の関係機関等への周知を図り、適宜、必要な方に適切な情報が届くよう、パンフレットや広報紙、ホームページ等を用いながら、きめ細やかな情報提供に努めます。

### 3 計画の評価と進行管理

計画の推進に当たっては、計画に即した事業が円滑に実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

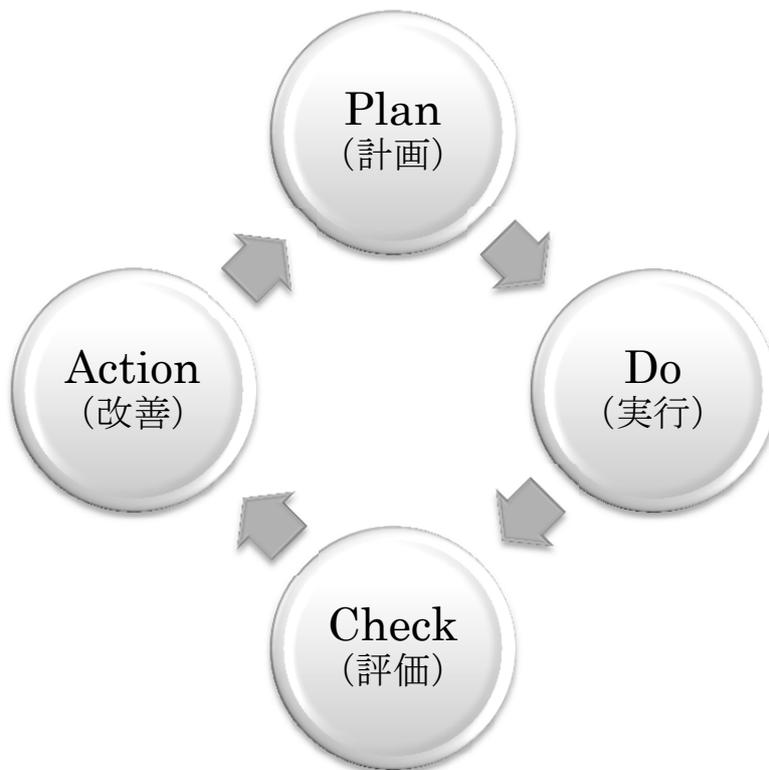
このため、年度ごとに施設の現状や事業の進捗状況の把握・評価を行います。そして、その年度ごとの現状や事業評価をもとに、前計画においては平成29年に中間見直しを行いました。本計画においても、計画期間の中間年となる令和4年に中間見直しを行い、各事業の着実な推進をめざすとともに、その結果については、広報等を通じて公表し、地域住民に広く周知できるよう努めます。

また、計画の着実な推進のためには、計画を立案し（Plan）、実行する（Do）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「扶桑町子ども・子育て会議」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。

図表6-1 【マネジメントサイクル（PDCAサイクル）】





資料編



# 資料編

## 1 子ども・子育て会議

### (1) 設置条例

#### ○扶桑町子ども・子育て会議設置条例

〔平成 26 年 3 月 28 日条例第 1 号〕

#### (設置)

第 1 条 本町は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、扶桑町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

#### (組織等)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 12 人以内をもって組織し、別表に掲げる者の中から町長が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第 3 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 4 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (関係者の出席等)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

#### (報酬及び費用弁償)

第 6 条 委員の報酬及び費用弁償については、扶桑町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年扶桑町条例第 1 号）に規定する額とする。

#### (庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、扶桑町健康福祉部福祉児童課において処理する。

#### (委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**(2) 委員名簿**

役職等		氏名
扶桑町小中学校校長代表	山名小学校長	三竹 恭史
主任児童委員代表		山中 龍豊
扶桑幼稚園長		紀藤 統一
扶桑町立小中学校PTA代表	山名小学校PTA会長	寺澤 美保
扶桑町立保育園PTA代表	柏森保育園PTA会長	吉原 香菜
一宮児童相談センター職員	職員	小鳥 弘満
扶桑町子育てサークル代表	子育て支援ネットワーク ひよっこ	伊藤 恵里
要保護児童対策地域協議会代表	委員	長谷川 真弓
扶桑町教育委員会教育次長		尾関 実
扶桑町健康福祉部介護健康課職員	保健センター	水野 尚美
その他町長が必要と認める者		伊藤 亜希子

\*\*\*\*\*

## 2 第一期計画中間見直し及び本計画の策定経緯

年 月 日	内 容
平成 29 年 11 月 20 日	扶桑町子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに係る変更について愛知県との協議、確認
平成 29 年 12 月 8 日	扶桑町子ども・子育て支援事業計画中間見直しの変更について協議結果査収（愛知県）
平成 30 年 3 月 2 日	平成 29 年度 第 1 回 扶桑町子ども・子育て会議 ・会長及び副会長の選任について ・子ども・子育て会議の趣旨等について ・扶桑町子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
平成 30 年 10 月 11 日	平成 30 年度 第 1 回扶桑町子ども・子育て会議 ・会長及び副会長の選任について ・扶桑町子ども・子育て支援事業計画について ・扶桑町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について
平成 30 年 11 月 6 日～ 11 月 30 日	第二期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の実施
平成 31 年 2 月	平成 30 年度 第 2 回扶桑町子ども・子育て会議 ・ニーズ調査結果報告
令和元年 5 月～6 月	各施策における事業の進捗評価の実施
令和元年 7 月 18 日	令和元年度 第 1 回扶桑町子ども・子育て会議 ・市町村子ども・子育て支援事業計画策定の流れについて ・第二期扶桑町子ども・子育て支援事業計画について （扶桑町における現状と課題、第一期計画の評価計画の骨子について、計画の基本理念等） ・幼児教育・保育無償化について
令和元年 8 月～10 月	幼児期の教育・保育の量の見込み算出 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出
令和元年 11 月 21 日	令和元年度 第 2 回扶桑町子ども・子育て会議 ・（計画素案）量の見込みと確保状況について
令和元年 12 月 6 日	第二期扶桑町子ども・子育て支援事業計画について愛知県との協議、確認
令和元年 12 月 13 日	第二期扶桑町子ども・子育て支援事業計画について協議結果査収（愛知県）
令和元年 12 月 19 日	令和元年度 第 3 回扶桑町子ども・子育て会議 ・計画案について
令和 2 年 1 月～2 月	パブリックコメントの実施

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*



\*\*\*\*\*

第二期 扶桑町 子ども・子育て支援事業計画書  
「すくすく子育て笑顔プラン in Fuso」

---

発行日 令和2年3月  
発行元 愛知県扶桑町  
編集 健康福祉部 福祉児童課  
〒480-0102  
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330  
TEL 0587-93-1111 (代表)  
FAX 0587-93-2034  
<https://www.town.fuso.lg.jp/index.html>

\*\*\*\*\*